

第 128 回都市美対策審議会以降の各部会の開催状況（一覧）

1. 各部会の開催状況

■政策検討部会

第 22 回	令和 2 年 10 月 8 日
第 23 回	令和 3 年 2 月 24 日

■景観審査部会

第 59 回	令和 2 年 9 月 1 日
第 60 回	令和 2 年 12 月 23 日
第 61 回	令和 3 年 2 月 25 日

2. 付議案件の一覧

■政策検討部会

No.	案件名
1	夜間景観のあり方検討について（審議）
2	創造的イルミネーション事業令和 2 年度の実験イベントについて（報告）
3	夜間景観のあり方検討を踏まえた屋外広告物制度の見直しについて（報告）
4	景観制度の見直しについて（報告）
5	現市庁舎街区活用事業（旧市庁舎街区）における都市景観アドバイザー制度の活用について（報告）

■景観審査部会

No.	案件名
1	山下公園通り地区 地区計画区域内の建築物等の計画に対する意見について（審議）
2	特定都市景観形成行為に関する協議事項及び協議の方針に関する意見について（関内地区都市景観協議地区 中区山下町 31 番）（審議）
3	特定都市景観形成行為に関する協議事項及び協議の方針に関する意見について（山手地区都市景観協議地区 中区山手町 241 番 1）（審議）
4	藤が丘駅前地区（昭和大学藤が丘病院）の景観形成について（審議）
5	「みなと大通り及び横浜文化体育館周辺道路」再整備における都市景観アドバイザー制度の活用について（報告）
6	特定都市景観形成行為に関する協議事項及び協議の方針に関する意見について（みなとみらい 21 中央地区都市景観協議地区 西区みなとみらい 5 丁目 1 番地）（報告）
7	東高島駅北地区の景観形成について（報告）
8	「まちを楽しむ多彩な交通」における景観形成について（審議）
9	関内地区北仲通南準特定地区での景観形成について（報告）
10	関内地区都市景観協議地区（中区横浜公園）における景観形成について（報告）

横浜市都市美対策審議会 各部会の開催報告について

＜景観審査部会＞

○山下公園通り地区 地区計画区域内の建築物等の計画に対する意見について（審議）（令和2年9月1日）

【資料 景-1】

【付議理由】

山下公園通り地区 地区計画では、建築物の高さの最高限度を、原則として 31m以下としているが、「建築物の形態及び意匠が、周辺の景観や歴史的建造物と調和したものとして、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で認めたものであること」その他の条件を満たすことにより、高さ 45mまで建築可能としている。

本件は、この「山下公園通り地区 地区計画」区域内の建築物等の計画であり、横浜市が地区計画に適合していることを判断するにあたり意見を聴くため、付議を行った。

【計画概要】

- ・建築物の高さ約 45m（地上 12 階）のホテルの新築計画。
- ・山下公園通り側は、レストランの配置や、外構のベンチ設置による滞留空間確保により、通りの賑わいを創出。県民ホール側の壁面は、道路から 6 m のセットバックを行う。
- ・敷地の角に向けてファサードの正面を設ける「角入り」のデザインを主体に、3 層構成の外観デザイン。基壇部は隣接する歴史的建造物である旧英國 7 番館との連続性に配慮し、中層部は旧英國 7 番館を引き立てるよう明度高く、高層部はガラスを用いて軽やかさを演出。

【結論】

今回提案された計画内容について了承できない。本日出た意見を踏まえ、ファサード、足元周りの作り方について、計画の骨格的な部分を含め改めて検討を行い、再度付議すること。

○特定都市景観形成行為に関する協議事項及び協議の方針に関する意見について（関内地区都市景観協議地区 中区山下町 31 番）（審議）（令和2年12月23日）

【資料 景-2】

【付議理由及び経緯】

都市景観協議地区内では、「特定都市景観形成行為」（関内地区の場合、高さが 45m を超える建築物の新築又は移転等）に該当する行為に関し、協議事項及び協議の方針を定めるにあたっては、あらかじめ、都市美対策審議会の意見を聴かなければならないとしている。

【計画概要】

- ・歴史的建造物であるホテルニューグランドに隣接する街区に位置する、建築物の高さ約 60m（地下 1 階、地上 17 階）の共同住宅の新築計画。
- ・歩道状空地及び一般的公開空地を設け、ゆとりある歩行者空間を創出するほか、空地に面して建物 1 階部分の店舗の開口部を多く取り、通りの賑わいを創出する。
- ・高さ 31m のラインで分節した外観デザインとし、低中層部はホテルニューグランドとの連続性

や調和に配慮し、高層部はシンプルな形態とすることにより周辺の街並みとの調和を図る。

【結論】

申出者の考え方に対する市の協議方針及び協議事項について了承するが、出た意見を踏まえて、引き続き協議を進めること。

○特定都市景観形成行為に関する協議事項及び協議の方針に関する意見について（山手地区都市景観協議地区 中区山手町 241 番 1）（審議）（令和 2 年 12 月 23 日）

【資料 景-3】

【付議理由及び経緯】

都市景観協議地区内では、「特定都市景観形成行為」（山手地区の場合、主要道路に面する敷地内で建築面積が 400 m²を超える建築物の新築等）に該当する行為に関し、協議事項及び協議の方針を定めるにあたっては、あらかじめ、都市美対策審議会の意見を聴かなければならないとしている。

【計画概要】

- ・建築物の高さ約 10m（地上 3 階）、建築面積約 745 m²の共同住宅の新築計画。
- ・前面道路から引きを取った配置や建物ボリュームの分節により、圧迫感の軽減や街並みへの調和を図る。
- ・山手らしい既存樹木の移植や新たな樹木の配植により、緑豊かな街並みを形成。
- ・本件のほか、横浜インターナショナルスクール跡地においても、同一事業者が一連の共同住宅建設事業を行う。

【結論】

申出者の考え方に対する市の協議方針及び協議事項について了承する。

○藤が丘駅前地区(昭和大学藤が丘病院)の景観形成について（審議）（令和 2 年 12 月 23 日）

【資料 景-4】

【付議理由及び経緯】

地区計画条例では、「市長が地区計画条例による形態意匠の認定をしようとする場合、規模等に照らし必要があると認めるときは、あらかじめ、横浜市都市美対策審議会の意見を聞くことができる」としており、本計画は「2 号再開発促進地区以外に建築するもので、高さが市街地環境設計制度の緩和限界を超えるもの」であり、これに該当する。また、第 99 回都市美対策審議会にて「地区計画の制限内容などを定める際には作成段階も意見を聞く」としている。

本件は、令和 2 年 6 月の部会に付議した際には、計画内容について了承を得られず、再度付議することとなっていたため、計画全体について改めて検討し、付議を行った。

【計画概要】

- ・オープンスペース、病院、駅前の商業等が連携した、藤が丘らしい駅前拠点の形成を図る。
- ・審議対象は、建築物の高さ約 60m となる病院。病院の建て替え期間中も病院機能を継続させる

必要があるため、まず駅前の公園部分に病院を新設し、その後既存病院を撤去し、公園を整備する。

- ・地区全体で、豊かな緑を感じられる公園のような駅前空間とともに、賑わい・交流施設などにより賑わいを創出する。また、多様な居場所を配置し、それらをつなぐ、歩きたくなる回遊動線をつくる。
- ・前回提案していた歩行者デッキをとりやめ、歩行者動線を整理し、回遊性の向上を図る。

【結論】

開発全体の整備方針、計画概要、再整備のイメージ、及び景観形成の方針について了承した。

○「みなと大通り及び横浜文化体育館周辺道路」再整備における都市景観アドバイザー制度の活用について（報告）（令和2年12月23日）

【資料 景-5】

【付議理由及び経緯】

横浜市が実施する、みなと大通り及び横浜文化体育館周辺道路の再整備事業については、付議が必須ではないが、当該道路が関内地区と関外地区を結ぶ重要な道路であるため、専門家から助言を受けながら計画を進めていきたいと考えている。今回は事業概要の説明と、今後事業を進めるにあたり都市景観アドバイザー制度を活用することについて報告した。

【計画概要】

- ・車道幅を狭めて歩行者・自転車通行空間を拡充する等、沿道利用状況を踏まえながら既存道路空間の再整備を行い、安全で快適な歩行者ネットワークの強化・拡充を図る。
- ・通りに面して店舗を誘導する等、沿道の連続的な賑わいの創出を図る。
- ・令和2年度に社会実験、関係機関協議・詳細設計、令和3年度から5年度に工事予定。

【結論】

事業概要及び都市景観アドバイザーとして野原委員を選任することを報告した。

○特定都市景観形成行為に関する協議事項及び協議の方針に関する意見について（みなとみらい21中央地区都市景観協議地区 西区みなとみらい5丁目1番地）（報告）（令和2年12月23日）

【資料 景-6】

【付議理由及び経緯】

都市景観協議地区内では、「特定都市景観形成行為」（みなとみらい21中央地区の場合、高さが100mを超える建築物の新築又は移転等）に該当する行為に関し、協議事項及び協議の方針を定めるにあたっては、あらかじめ、都市美対策審議会の意見を聴かなければならないとしている。

令和元年6月の部会では、計画概要の説明と、協議を進めるにあたり都市景観アドバイザー制度を活用することについて報告した。その後協議を進め、同年10月と12月の部会において、協議内容について付議を行い、協議の方向性については概ね了承を得たが、グランモール軸における抜け感の創出や各広場のしつらえ及びあり方については引き続き検討を行うこととなっていた。

【計画概要】

- ・建築物の高さ約 153m（地上 28 階、塔屋 2 階）のオフィス及びホテル（低層部に店舗や賑わい施設など）と、高さ約 86m（地上 15 階、塔屋 2 階）のオフィス（低層部に店舗など）の 2 棟の新築計画。
- ・当街区は都市軸であるキング軸とグランモール軸とが交わる街区であり、また地区計画及び「みなとみらい 21 街づくり基本協定」において街のランドマークとなるような超高層建物を積極的に誘導することが位置付けられている。

【結論】

グランモール軸全体にかかる大屋根を部分的な形態とし、柱の本数を最小限とすることで抜け感を創出したことや、各広場でのイベント等の活用イメージを踏まえたしつらえの工夫について報告した。

○東高島駅北地区の景観形成について（報告）（令和 2 年 12 月 23 日）

【資料 景-7】

【付議理由及び経緯】

地区計画条例では、「市長が地区計画条例による形態意匠の認定をしようとする場合、規模等に照らし必要があると認めるときは、あらかじめ、横浜市都市美対策審議会の意見を聴くことができる」としており、本計画は「2 号再開発促進地区内に建築するもので、高さ 100 メートルを超えるもの」であり、これに該当する。また、第 99 回都市美対策審議会にて「地区計画の制限内容などを定める際には作成段階も意見を聴く」としている。

本件は、平成 27 年から 28 年にわたり、計 3 回の部会において、高層棟のタワーの高さと景観形成の考え方について付議し、建物や広場の配置と容積配分、スカイラインの形成、外観デザインの考え方について了承を得た。その後、令和元年 12 月及び令和 2 年 2 月の部会において、地区計画における形態意匠の制限内容について詳細な資料を提示し、提案内容については了承を得たが、水辺・広場・歴史の活用については、引き続き検討を行うこととなっていた。

今回は、地区計画の区域のうち F 地区（台場保全広場）について、一部方針を変更することになったため、報告を行った。

【計画概要】

- ・地区内には、医療・健康・福祉、商業などの用途を計画し、1 階に賑わい空間を連続させる。
- ・広場・遊歩道などのオープンスペースの整備や、水辺・歴史を生かした魅力づくり、エリアマネジメント組織の立ち上げにより、多様な交流による持続するまちづくりを図る。
- ・審議対象は、建築物の高さ約 150m を超える高層棟 3 棟（低層部は商業、中高層部は共同住宅）。
- ・高層棟については、山内ふ頭地区から東神奈川周辺へなだらかなスカイラインを形成し、壁面後退・分節化・色彩の配慮による圧迫感の軽減を図る。

【結論】

F 地区（台場保全広場）について、広場と合わせて施設の整備も可能とする内容を地区計画に規定することを報告した。

○「まちを楽しむ多彩な交通」における景観形成について（審議）（令和3年2月25日）

【資料 景-8】

【付議理由及び経緯】

桜木町駅前広場から新港地区の運河パークを結ぶ延長約 630mのロープウェイ計画については、景観条例に基づく「特定都市景観形成行為」には該当しないものの、景観に与える影響の大きな事業と認識しており、本事業における景観形成については平成30年度から令和2年度にわたり付議を行った。その際、駅舎・支柱・ゴンドラの形態・屋外広告物について、方向性について概ね了承を得たが、夜間景観については引き続き検討し提案することとなっていた。

【計画概要】

- ・駅舎：桜木町駅側＝みなとみらい21中央地区内、ピロティ形式、鉄骨造2階
運河パーク側＝みなとみらい21新港地区内、鉄骨造2階
- ・ゴンドラ：乗車定員8名、36台
- ・夜間景観については、駅舎の基本照明を3,000ケルビン程度の照明とする。また、演出照明として、ゴンドラの進行方向2面に設置したLED照明による演出や、駅舎内部の壁面でカラー演出を行う。

【結論】

演出照明計画の内容については概ね理解したが、実際の見え方を確認したいという意見を踏まえ、現場で実際の見え方を確認し、議論する場を設けること。

○関内地区北仲通南準特定地区での景観形成について（報告）（令和3年2月25日）

【資料 景-9】

【付議理由及び経緯】

新市庁舎整備事業については、平成26年から29年にかけて、計8回の部会に付議し、このうち平成29年3月の部会において、本事業における照明計画について報告し、了承を得ていた。

今回は、新市庁舎のエコボイドを用いた照明について、一定のルールを設けた上で、市のプロモーションツールとして市の施策に関わる啓発や機運醸成のためのカラーライトアップに使用することについて報告した。

【計画概要】

- ・使用目的：市の施策の啓発や機運醸成を目的とし、市のプロモーションにも資するもの
- ・色：ブルー、グリーン、オレンジ、ピンク、パープル、ブルーグリーンのうち一色
- ・時間：17時～22時
- ・期間：最大7日間

【結論】

カラーライトアップの頻度やあり方について、今後の運用状況を見ながら引き続き検討すること。

○関内地区都市景観協議地区（中区横浜公園）における景観形成について（報告）（令和3年2月25日）

【資料 景-10】

【付議理由及び経緯】

「横浜スタジアム増築・改修計画」については、付議が必須の規模ではないが、横浜公園が景観重要公共施設に位置付けられていること、横浜スタジアムが市民に開かれた球場であること等を鑑みて、市として改修時にも景観に関する専門家や市民目線の意見を取り入れたいと考え、平成28年度から30年度にわたり計3回の部会に付議してきた。その際、市の協議方針については了承を得たが、屋外広告物については引き続き市と事業者で協議することとなっていた。その後、令和2年2月の部会でプロ野球シーズン中に掲出する屋外広告物について報告を行ったが、今シーズンについては方針を変更することとなったため、その内容について報告した。

【計画概要】

- ・建築物の高さ約31m（地下1階、地上4階）、増築・改修後の増席数約6,000席。
 - ・「新たな市民開放」「周辺への賑わいの創出と回遊性の向上」「横浜らしさを考慮した建築デザイン」「造園デザインの再構築と緑環境の向上」の4つをテーマに景観形成を行う。
 - ・関内駅側のエントランス上部に加え、前シーズンはとりやめていた照明塔にも屋外広告物を掲出する。

【結論】

公園として魅力的な景観となるよう、市と事業者の間でルールを決め、今後報告すること。

〈表彰広報部会〉

開催なし

※新型コロナウイルス感染症の影響により延期していた第10回横浜・人・まち・デザイン賞については、令和3年5月～6月に募集を行います。

＜政策検討部会＞

○都心臨海部における夜間景観のあり方検討について（審議）（令和2年10月8日、令和3年2月24日）

【資料 政-1】

【付議理由】

都心臨海部においては、これまで景観計画や都市景観協議地区（ガイドライン）等により、地区ごとの特性を生かした落ち着きのある夜間景観形成を行ってきた。一方、ナイトタイムエコノミーの推進や技術の進歩などにより、夜間景観を都市の魅力づくりに活用する機運がより一層高まっている。そこで、今後の夜間景観のあり方について、ガイドラインなど誘導方法を含めて検討を行い、横浜ならではの新たな魅力創出を目指すこととし、その検討の方向性について、ご意見を伺った。

【概要】

- ・ これから夜間景観の方向性について、「横浜ならではの魅力をしっかりと感じられつつ、メリハリがあり、多様に楽しめる夜間景観をつくる」とこととし、横浜らしい魅力ある景観を形成するため、①-1 都市構造（エリア、内水面、リング、縦軸、シンボル）を浮かび上がらせ、どこから見ても横浜らしさを感じられる常時の夜間景観の基盤を形成し、その上で、①-2 特別演出により、横浜らしさを様々な形で表現すること、また、②-1 空間的メリハリ②-2 時間的メリハリをつけることで魅力を高めることなどを提示した。

【結論】

10月の部会では、「『ハレ』と『ケ』に分けて考えるという方向性については了承するが、ベースとなる横浜らしい都市構造を浮かび上がらせることが必要」、「『ハレ』と『ケ』という分け方が適切なのか」といったご意見を踏まえ、引き続き検討を進めることとなった。2月の部会では、検討の方向性について了承となつたが、「都市構造の具体的対象については精査が必要」との意見もあり、今後の夜間景観ガイドライン作成の中で引き続き検討し、再度付議することとなった。

○創造的イルミネーション事業令和2年度の実験イベントについて（報告）（令和2年10月8日、

令和2年1月28日）

【資料 政-2】

文化観光局では、令和元年度から、横浜の夜景をさらに魅力的なものとするため、都心臨海部を対象に「創造的イルミネーション事業」に取り組んでおり、昨年度に引き続き、令和2年度も実験イベントを実施する。複数の地区をまたぐ大規模な光の演出を伴う内容であり、並行する「都心臨海部における夜間景観のあり方検討」に関連する実験的な夜景演出となるため、10月の部会にて情報提供を行い、2月の部会にて開催結果の報告とともに、イベントに対する所感を伺った。

【概要】

- ・ 令和2年11月20日～12月26日の約1か月間、新港地区を主会場に、先端技術を駆使した都市スケールの光の演出や、光のオブジェ展示による回遊型プログラムなどのナイトタイムイベントを実施する。

【結論】

10月の部会では、演出時間や色味等についてご意見をいただいた。2月の部会においては、実施内容への質問いただき、担当課から回答した。

○夜間景観のあり方検討を踏まえた屋外広告物制度の見直しについて（報告）（令和3年2月24日）

【資料 政－3】

【付議理由】

夜景演出イベント等に際し、屋外において光の演出や映像の投影等をする際、表示物が屋外広告物法の屋外広告物に該当するケースがあるものの、既存の制度では基準が整っていないため、対応に苦慮している。このため、夜間景観のあり方の検討を踏まえて、屋外広告物制度を適切に見直し・運用していくため、その方向性について報告し、意見を伺った。

【概要】

屋外広告物条例に新たに「投影広告物」の定義・基準を定め、また一定の公共性のあるイベントにおいては屋外広告物の大きさ等の基準を緩和する内容とする。今後屋外広告物審議会に付議したのち、条例案や規則案の見直し検討を進める。

【結論】

公益性の判断等についての委員から質問をいただき、担当課から回答した。今後、屋外広告物審議会に付議する。

○景観制度の見直しについて（報告）（令和3年2月24日）

【資料 政－4】

【付議理由】

景観計画の策定及び都市景観協議地区の指定にあたっては、都市美対策審議会の意見を聴かなければならぬとしている。良好な景観形成の誘導について早い段階でご意見を伺い原案の案に反映していくため、法定手続きに入る前の検討段階で本部会に付議してきたが、地元説明を経て変更点が生じたため、改めて修正点について報告した。

【概要】

イベントに付随する広告物やバナーフラッグのデザイン、映像装置の表示等について、地元による運用を考慮した形で、基準を修正する。

【結論】

委員からの質問に対し、担当課から回答した。

○現市庁舎街区活用事業（旧市庁舎街区）における都市景観アドバイザーモードの活用について（報告）（令和3年2月24日）

【資料 政－5】

【付議理由】

JR 関内駅前の旧市庁舎街区について、事業者公募に際した「関内駅周辺地区エリアコンセプトブック」の景観に関する記載や、関内駅前特定地区の景観計画等の変更案について本部会に付議し、ご意見をいただきながら手続きを進めてきた。旧市庁舎街区の計画については、特定都市景観形成行為（建物高さ 45m以上）となるため、今後、本部会へのご意見を伺いながら景観協議を進めるこことや、協議に当たっては、都市景観アドバイザーモードを活用しながら進めることについて、ご報告した。

【概要】

事業者との協議に当たり、国吉委員に都市景観アドバイザーをお願いする。

【結論】

都市景観アドバイザーモードの意見を聞きながら進め、然るべき時期に本部会に付議する

歴史的建造物と調和した格調高いファサード【中景】

■街並みから読み解く3層構成の外観

- ・頂部（テナント）：眺望を最大限に生かしたガラス窓により、透明感のある軽やかなデザイン
- ・中層部（ホテル客室）：客室バルコニー先端のコーニスが、外壁に奥行きを生み出し、街路への圧迫感を低減
- ・基壇部（ロビー・店舗）：隣接する旧英國七番館の高さに合わせて低層部をつくり込むことで、歩行者のスケールに配慮



■横浜の歴史的建造物と呼応する『角入り』のアプローチ

- ・関内地区には、敷地の角に向けてファサードの正面を設ける『角入り』の歴史的建造物が多く見受けられる。
- ・本計画でも、『角入り』のデザインを踏襲することで、関内地区らしい格式高い建築を創造する。



税関庁舎



神奈川県立歴史博物館



情報文化センター

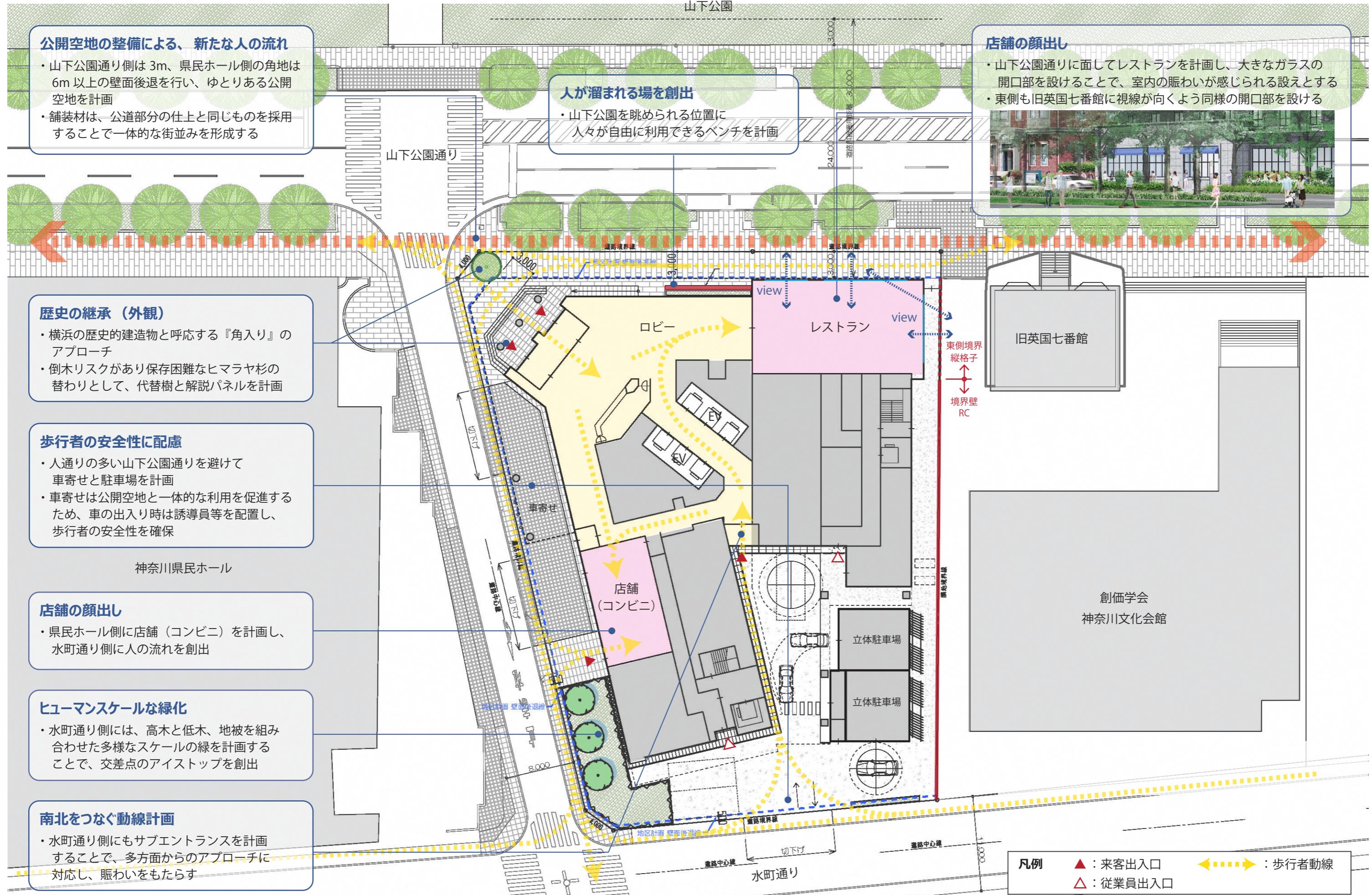


ホテルニューグランド



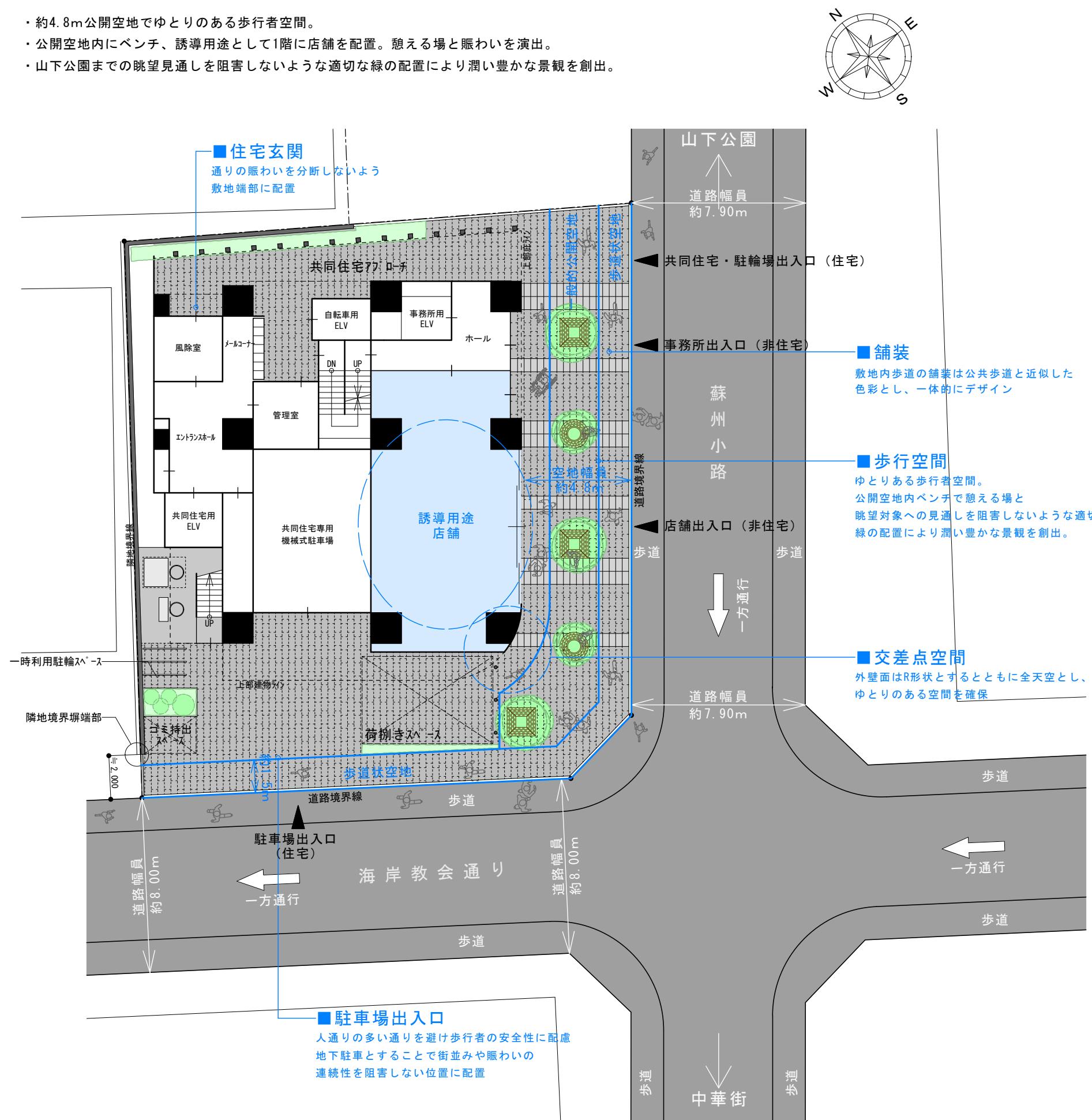
配置図

歴史的な街並みにふさわしい賑わい【近景】

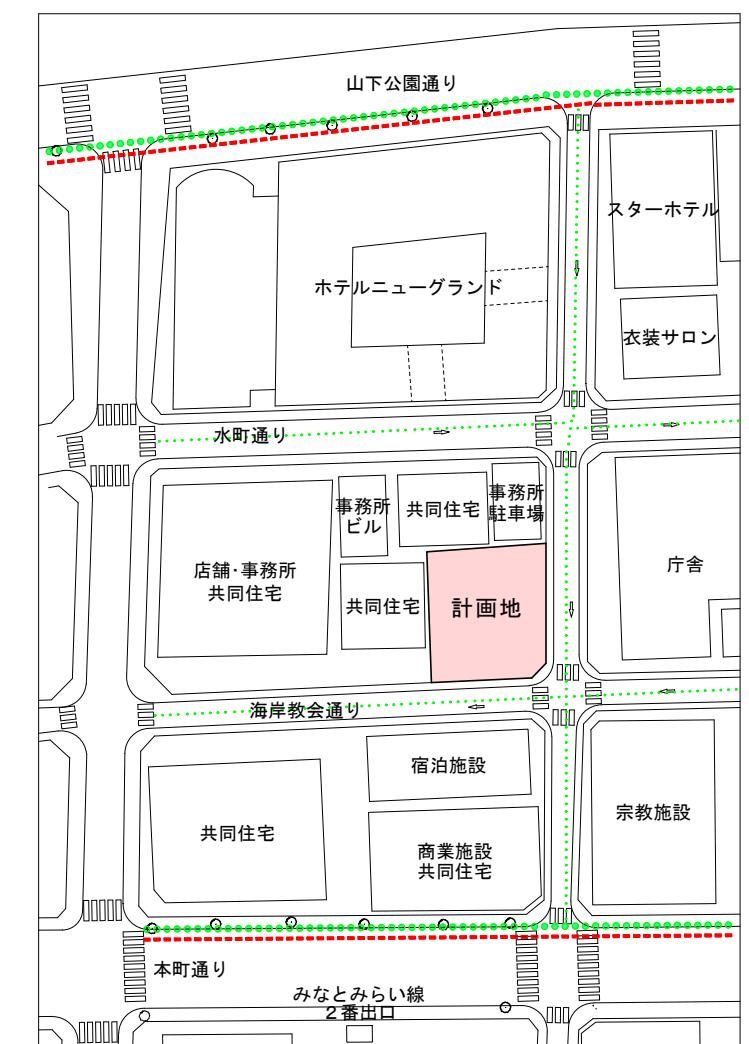


■歩行者空間・公開空地の考え方

- ・約4.8m公開空地でゆとりのある歩行者空間。
 - ・公開空地内にベンチ、誘導用途として1階に店舗を配置。憩える場と賑わいを演出。
 - ・山下公園までの眺望見通しを阻害しないような適切な緑の配置により潤い豊かな景観を創出



公開空地イメージ



- 関内地区の各エリアを結ぶネットワーク街路
- ◆ 補助ネットワーク街路
- 重点歩行者ネットワーク街路

■周辺環境の読み取り

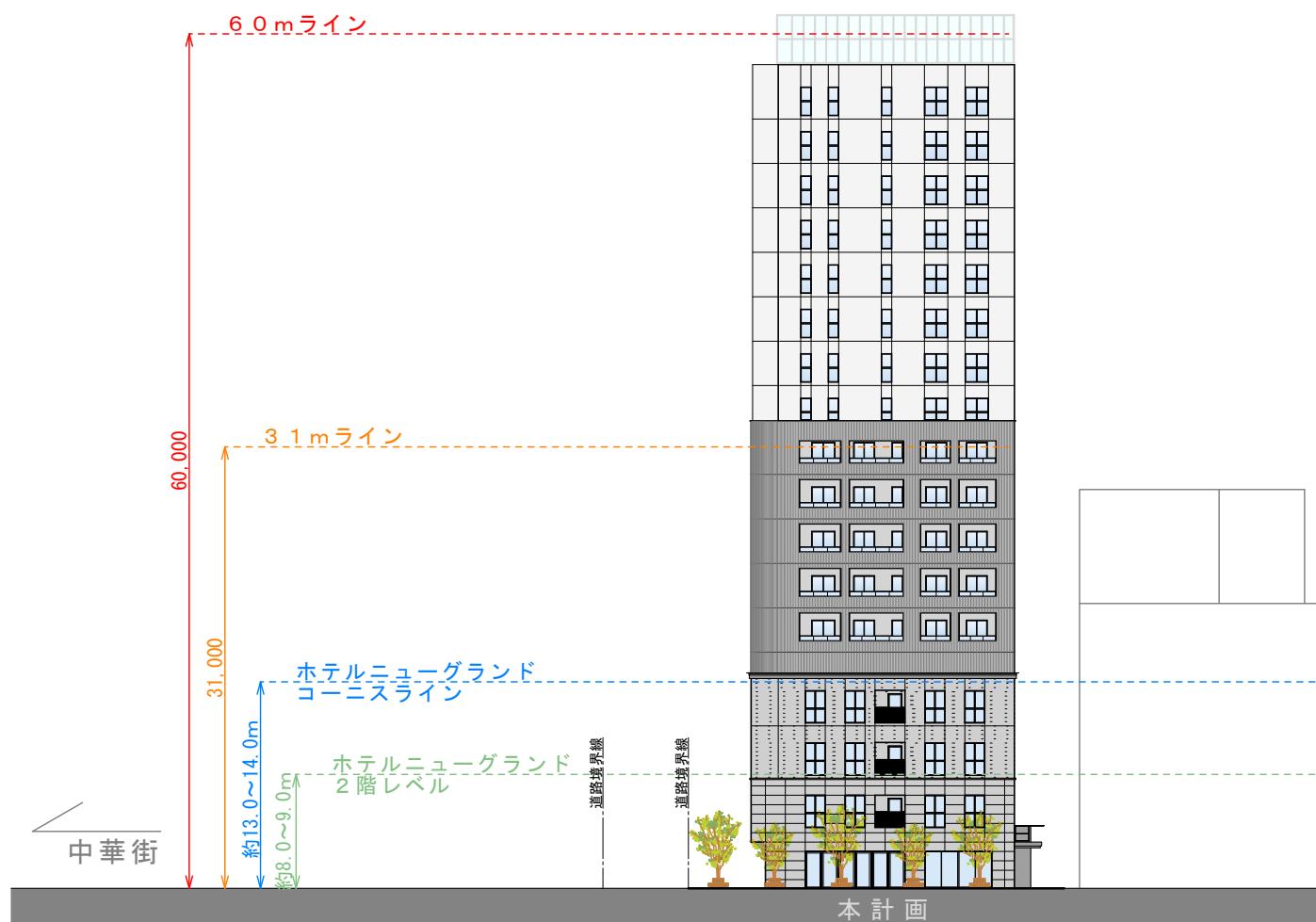
- ・閑内地区は昭和初期の建造物が数多く残っており、それらが落ち着いたクラシカルな街並みを特徴づけている。
- ・1~2階でデザインの切替え及び全体的に水平性を強く感じさせた伸びやかさが特徴的な建物構成が抽出される。



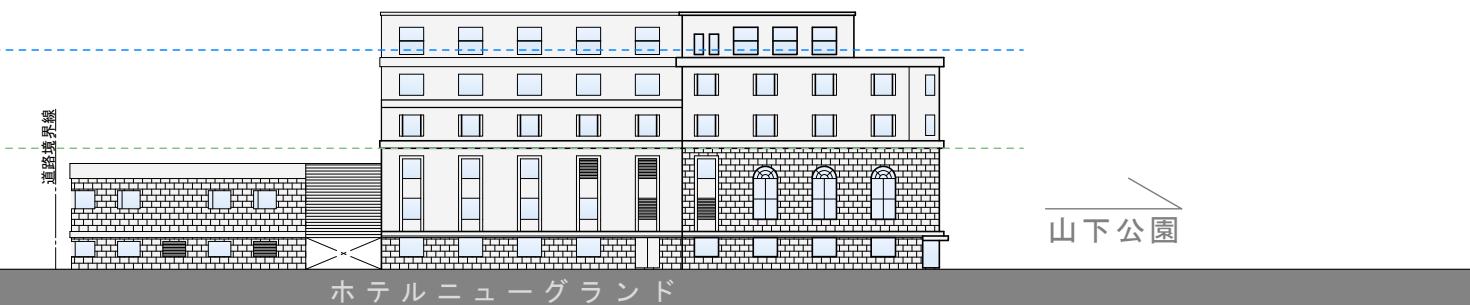
■外壁デザインの考え方

- ・仕上げを細かく分節化
- ・低層部はホテルニューグランドのデザイン要素を取り入れ、街並み調和を図る。
- ・高層部はホテルニューグランドの外壁と同系色より少し色味をおとした吹付タイルで建物の気配を消し、眺望景観の配慮したファサードとする。

蘇州小路から見る立面図



外観イメージ



頂部デザイン
塔屋、屋上設備機器をシルバー色のフレームと
乳白色のガラスで構成されたパネルで修景。
眺望景観の質を向上。

高層部
ホテルニューグランドの外壁と同系色より
少し色味をおとした吹付タイル。

中高層部
高級感を演出するタイル貼。

低層部②
ホテルニューグランドの外壁を承継した左官仕上

低層部①
重厚感を創出する本石貼と彫りの深い窓の設え

景観形成の計画 -G 敷地 コンセプト-

①建物の引きと奥行きを重視し、旧居留地の邸宅のスケールの継承

計画建物は北側道路から引きを取った配置計画とすることで景観に配慮した計画とします。植栽越しに建物が垣間見えることで、山手らしい奥行のある空間をつくります。建物ボリュームは長大にならないよう分節することで周辺地域のスケールに合った建物とします。

②セキュリティラインを工夫して歩行者空間の拡張により余裕のある地域景観への寄与

道路境界際にはフェンスなどのセキュリティラインを設けず植栽帯とし、敷地北西から南東にかけて植栽帯形状により歩道側にアルコープスペースを設けることで長い接道の景観にリズムとアクセントをつけます。

③周辺環境と連続した緑のネットワーク

道路境界際には既存樹木も活用した緑豊かな景観をつくります。山手らしい樹種の他にも、実のなる樹や季節ごとに表情が変わる樹木を織り交ぜながら、周辺環境と一体感がある緑のネットワークを形成します。



イメージCG

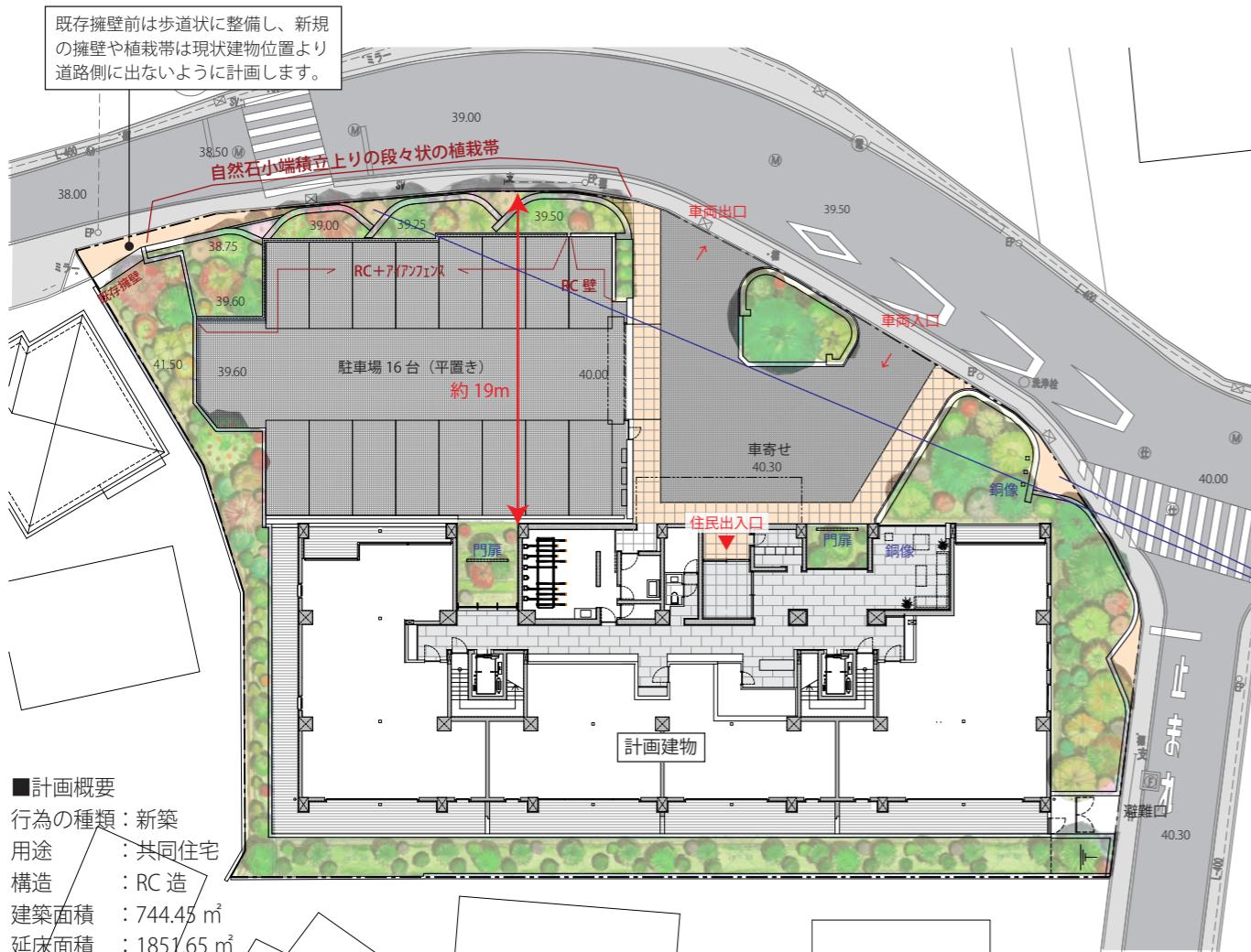
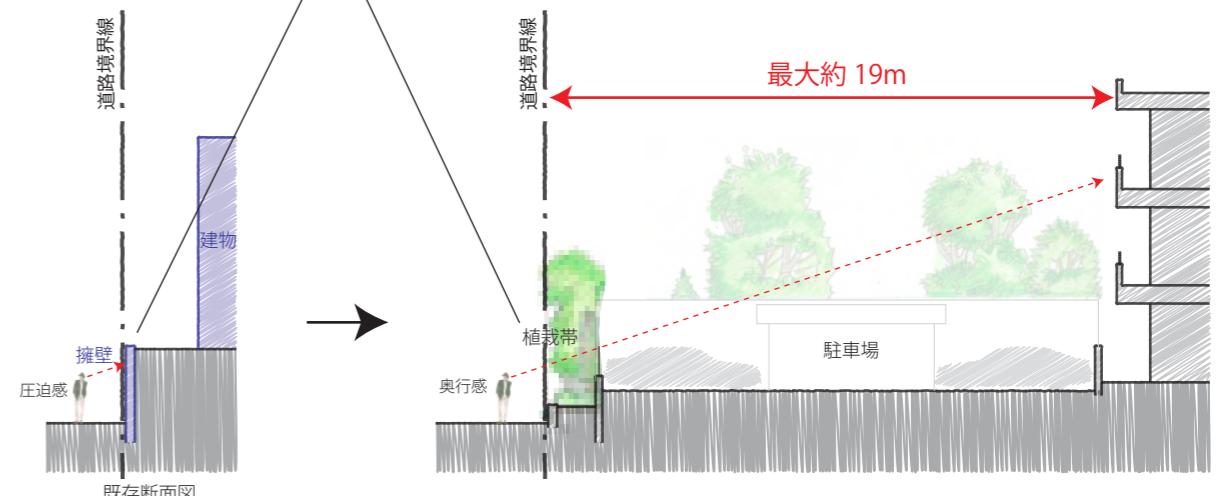
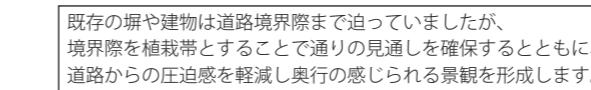
※植栽は竣工後3～5年後のイメージとなります



駐車場北側イメージ



計画建物は北側道路からは最大 19m の引きをとり道路からの景観に対して配慮した計画とします。
駐車場北側は、駐車している車に対する景観配慮とともに道路側からの圧迫感を軽減し奥行のある景観を形成するために、道路境界際には奥行きのある植栽帯と透過性のあるフェンスを計画します。



1 階平面図 Scale 1/400



道路際の植栽帯を円弧状として交差するV字部分（アルコーブスペース）を歩行者の溜りとしたリシンボルツリーを植えることで、北西から南東にかけての長い接道の景観にリズムとアクセントをつけます。



記憶の継承

既存のロイストーン教会より門扉や銅像を一部譲り受けたので、外構植栽帯や建物内に配置することで記憶を継承した新しい景観をつくります。

今回の提案(前回指摘への対応)

デザインコンセプト

- 駅前地区全体に緑と一体となった多様な居場所が散りばめられた、公園のような駅前を目指します。
- 地形の高低差を活かした緑のネットワークの形成、駅前広場と病院低層部を一体的にデザインします。
- 多様な居場所を繋ぎながら、各施設のまちに開かれた機能をネットワークさせることで、いきいきとしたシーンをつなぐ歩きたくなる回遊動線を創ります。
- 病院は、駅前広場のデザインに呼応した柔らかな表情をつくり、建物の圧迫感を抑えるファサードのデザインとします。

①まちの一体性

- 駅前地区全体として公園のような駅前空間を形成
- 緑と一体となった多様な「居場所」を配置

②主動線の整理

- まちの主動線をグランドレベルとし、駅前広場の改良やにぎわい軸とも連携
- 回遊軸は歩行者の選択肢を広げ自由な散策を誘発

③駅前空間のデザイン

- 街区をつなぎ、一体性の核となるような駅前広場として、地域に親しまれる、公園のような駅前広場を形成
- 「藤が丘らしさ」のシンボルとなる駅前広場

④駅前の回遊性

- グランドレベルの駅前広場を介して駅前から周辺地域につながる歩行者回遊性を創出

⑤病院南側のデザイン

- 南側広場に誘導するゲート空間としてアクセスを確保
- 駅前空間の緑と調和する軽快なファサードによる建物の圧迫感を軽減
- 豊かな緑のネットワークとまちに開かれた病院計画

⑥公園と施設の一体的な計画

- 地形の高低差を活かした配置計画・建物高さの配慮
- 病院のにぎわい機能と公園の機能連携による多様な広場利用を促進
- 駅前や周辺市街地からのアクセス性確保

主動線の整理・駅前の回遊性

①にぎわい軸と回遊軸からなる駅前を起点とした街区間の回遊性

- にぎわい軸(グランドレベル):通りの両側でにぎわい等の機能誘導を図るまちのメイン動線、病院北側の道路は歩道を拡幅し、駅前広場と公園を結び、病院アクセスのメインルート
- 回遊軸:駅前広場を起点として、歩行者の選択肢を増やす街区全体の回遊動線。広場等の憩いの場をつなぎ、市民や病院利用者も滞在し、交流や健康をはぐくむ動線

②主動線と地形の変化に対応した病院街区の動線計画

- 病院利用者の送迎動線は、北側からのロータリーをメインとし、1階レベルにメインエントランスを配置します。
- 周辺地域からの歩行者動線は、にぎわい軸沿いの病院北側をメインとします。
- 駅方面からのアクセスとして、病院南側にサブエントランスを設置します。
駅からの高低差を解消するバリアフリー動線として、エレベーターを設置し、病院前の広場を中心とした誰もが利用できる憩いの空間として、滞在・交流・健康を促進する動線とします。



にぎわい軸沿いの病院北側入口とメインエントランス



※本資料は、当地区の景観形成について、横浜市都市美対策審議会景観審査部会より意見を伺うための資料であり、計画内容が確定したものではありません。
※計画内容については、今後関係機関と協議の上、決定していきます。また、今後の検討によって内容を変更する場合があります。

駅前空間のデザイン(イメージ)

街区を繋げ一体性の核となる公園のような駅前広場

①地域に親しまれる、公園のような駅前広場

- ・病院敷地と商業・住宅側敷地を含め、広場全体を豊かな緑で彩ります。また、既存の広場内の藤棚を継承します。
- ・バス上駒・建物底の軒下空間に沿って緑豊かな空間を行き交う、快適な歩行空間を創出します。

②街区間を繋ぐ一体的なつくりこみ

- ・バス停の上駒や建物低層部に柔らかな印象の底を設けることで、駅前広場と病院、商業・住宅が一体的に見える低層部のつくりこみとします。
- ・病院西側の広場と駅前広場東側で一体的な待合・交流空間をつくります。
- ・商業・住宅側は、1, 2階の重層的な駅前ににぎわいが見える立体的な広場空間をつくります。

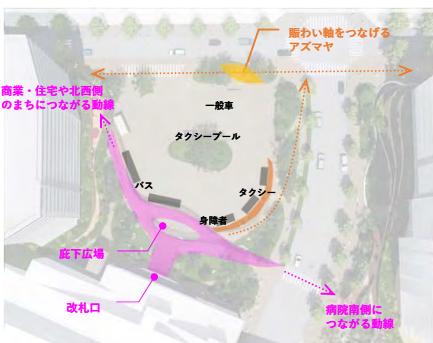
③底による低層部の水平方向を強調するデザイン

- ・駅前の底は水平方向の視線や動線の繋がりを感じさせ、建物の圧迫感を軽減します。
- ・足元の緑と相まって、周辺市街地へ緩やかに繋がる空間として機能します。



※バスは現時点のイメージです

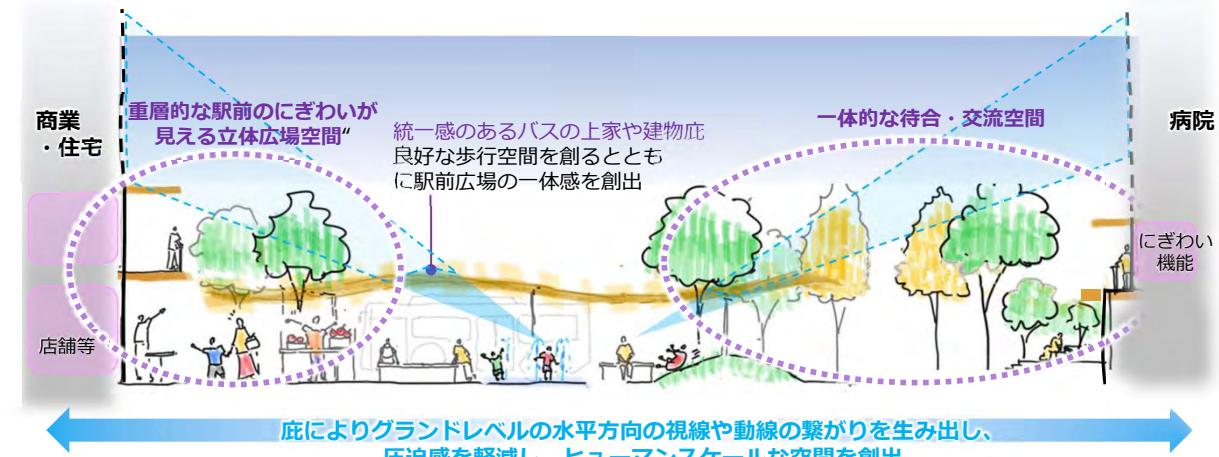
動線や居場所をつなぐ柔らかな曲線によって形成される駅前広場



回遊性とアクティビティを生み出す広場の底

曲線の呼応による景観の調和

みどりとひとを「あつめる」駅前空間のランドスケープデザインの概念イメージ



※本資料は、当地区の景観形成について、横浜市都市美対策審議会景観審査部会より意見を伺うための資料であり、計画内容が確定したものではありません。※計画内容については、今後関係機関と協議の上、決定していきます。また、今後の検討によって内容を変更する場合があります。

公園と施設の一体的な計画(イメージ)

①地形の高低差を活かした配置計画と立体的な緑の設え

- ・建物上に立体的にビューテラスを配置し、公園との見る・見られるの関係づくりにより安全性を向上させます。
- ・段々状のビューテラスの緑化により、公園と連続した緑のネットワークを創出します。

②公園と広場のつながりを感じるつくりこみ

- ・市民緑地認定制度※1を活用した、病院のオープンスペースと公園の一体感のある緑のボリュームを確保するとともに、両者の同時活用による地域イベントの開催も可能となります。
- ・病院敷地と公園を歩行者ネットワークでつなぎ、回遊動線を創出します。

公園と病院のオープンスペースの一体的な景観形成と市民緑地認定制度活用※1による価値向上

近年、オープンスペースの重要性が非常に高まっている中で、公園の再整備と隣接するオープンスペースとの一体的景観形成及び市民緑地認定制度の活用により、公園単体の機能に留まらない多様なアクティビティと人々の交流を促し、相互の価値向上を図り、人と人を結びつけるコミュニティの拠点としての公園のポテンシャルを一層引き出します。

①-1 公園に隣接したオープンスペースの配置による緑のネットワークと景観形成

①-2 沿道のにぎわい形成と公園に向けた顔づくりに資するにぎわい・交流施設の配置

②市民緑地認定制度を活用し、良質な緑のオープンスペースと地域住民の利用を促進

- ・北側：にぎわい交流施設に面して多様な活用ができる広場的空間
- ・南側：地形の高低差を活用した斜面林、身近な自然と触れ合う空間



北側の広場のにぎわい形成



南側の緑豊かな斜面林

一体整備・市民緑地制度の活用による相乗効果

●空間的な効果：空間の開放性・景観としての緑量の増加

- ・市民が活用できるオープンスペースの質・量ともに向上
- ・公園とオープンスペースの回遊性を確保、公園へのアクセス性の向上
- ・にぎわい・交流施設から公園への見通し確保による視界の広がり

●アクティビティの効果：多世代にとっての多様な利用機会の創出

- ・公園利用目的だけではなく、多世代の多目的な利用の促進
- ・市民緑地を活用したイベントの開催
- ・子どもから大人まで幅広い世代に向けたアメニティ性の向上



※ベースは現時点のイメージです

みなと大通り及び横浜文化体育館周辺道路再整備事業について

1 関内駅周辺地区の主な動向について

(1) 教育文化センター跡地活用事業

「学校法人関東学院」により、3,300名を超える学生が学ぶキャンパスが創設され、ホール、ブックカフェ、デジタル図書室等、一般利用可能な施設が開放されます。(令和5年4月開校予定)



▲関東学院新キャンパス完成予想図



▲地域に開かれたキャンパス



▲ホール

(2) 旧市庁舎街区の活用事業

令和元年9月に事業予定者が決定し、事業予定者は、三井不動産株式会社を代表に、鹿島建設株式会社、京浜急行電鉄株式会社、第一生命保険株式会社、株式会社竹中工務店、株式会社ディー・エヌ・エー、東急株式会社、株式会社関内ホテルマネジメント(星野リゾート子会社)で構成。事業は、拠点整備だけでなく、その効果を周辺地域に波及させるため、回遊性を高める歩行者動線の整備や広場整備などを予定しています。

(令和7年下期開業予定)

(3) 横浜スタジアム増築・改修

施設の老朽化や収容人数不足等を踏まえ、既存席数を増設するなどの改修が行われました。

(令和2年2月完成)

(4) 横浜文化体育館再整備事業

メインアリーナは約5,000席、サブアリーナは約3,500席が設置され、これまでの市民利用に加え、新たに大規模なスポーツ大会・コンサートなどの興行利用や武道館としての利用を予定しています。(サブアリーナ:令和2年7月供用済、メインアリーナ:令和6年4月供用開始予定)



▲メインアリーナ完成予想図



▲メインアリーナ活用イメージ
(イベント利用時)



▲サブアリーナ完成予想図

2 みなと大通り及び横浜文化体育館周辺道路再整備の検討内容について

(1) 事業概要 (「関内駅周辺地区エリアコンセプトプラン」(抜粋) (令和2年1月公表)

関内側エリア及び関外側エリアともに、「国際的な産学連携」「観光・集客」の実現に向けた大規模施設の立地が続き、来街者の増加による、地区の更なる賑わい創出が期待されます。

こうした大規模施設が面する「みなと大通り」及び「横浜文化体育館へのアクセス動線」は、連続する1つの路線であり、各施設間の回遊性を向上させるとともに、大通り公園や日本大通りをつなぐ緑の軸線などとあわせて、関内側エリアと関外側エリアとの一体性を向上させる重要な動線です。

一方、現状は車道が広く路上駐車が目立つとともに、既設の自転車歩行者道は狭く、また将来の来街者の増大も見据えると、交差点部においては歩行者滞まりも十分とはいえない状況です。

このため、車道幅を狭めて歩行者・自転車通行空間を拡充する等、沿道利用状況を踏まえながら既存道路空間の再整備を行い、安全で快適な歩行者ネットワークの強化・拡充を図っていきます。また、通りに面して店舗を誘導する等、沿道の連続的な賑わいの創出を図っていきます。



写真1:みなと大通りの現状



写真2:横浜文化体育館沿道の現状

(2) 事業スケジュール (予定)

平成30年度 交通量調査、現状調査、道路再配分案検討、関係機関協議

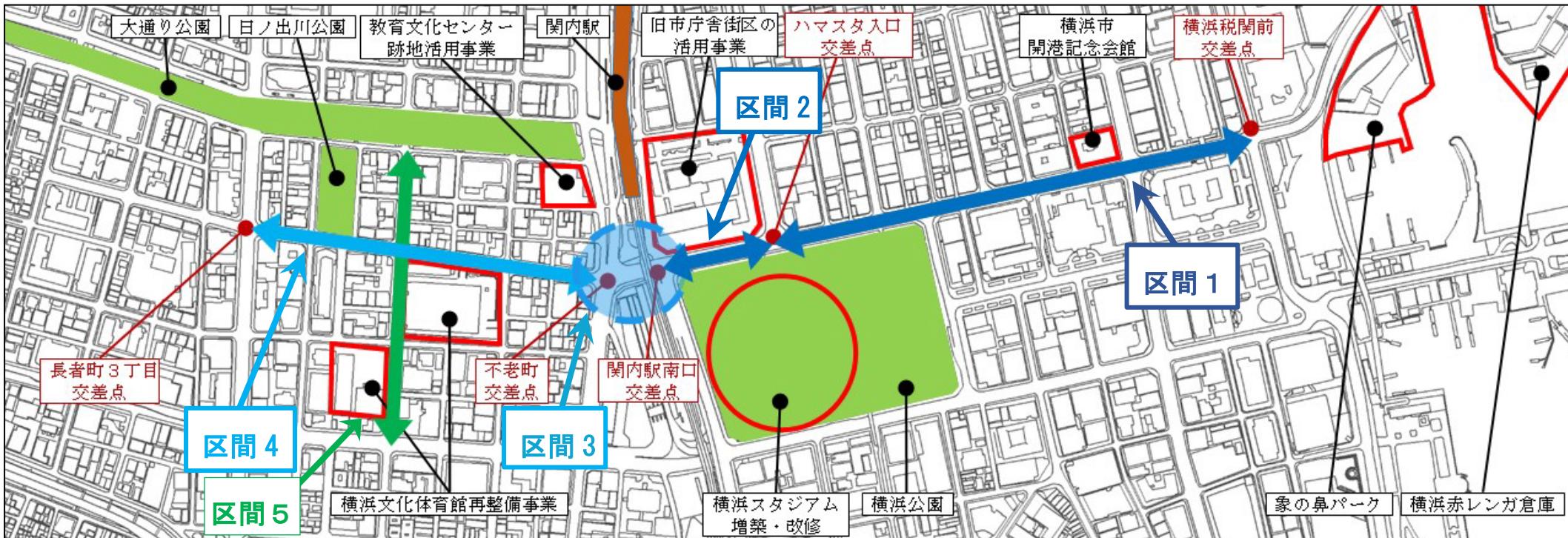
令和元年度 測量、基本設計、関係機関協議

令和2年度 社会実験、詳細設計、関係機関協議

令和3年度から5年度 工事

(3) 道路再整備の検討について

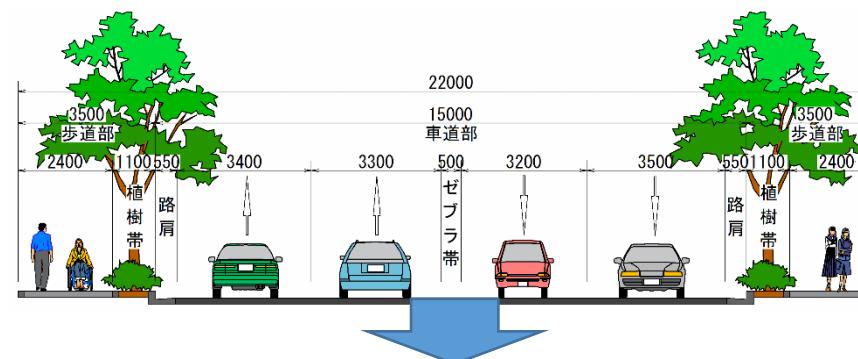
※本資料の内容は、検討中のものであり、今後の関係機関との協議により変更する可能性があります。



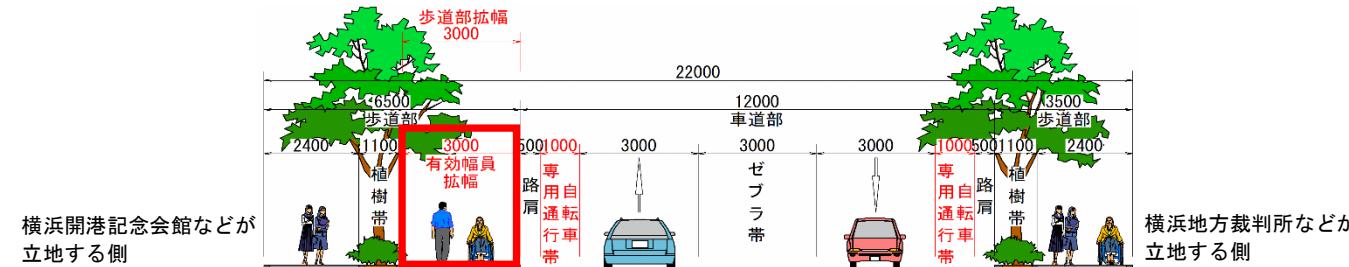
①区間1：みなと大通り（横浜税関前交差点～ハマスタ入口交差点の区間）

車線を4車線から3車線に減らし、歩道拡幅および自転車通行帯の整備を検討しています。海に向かって左側の沿道には、飲食店や商店が並び、賑わいの創出などが期待できるため、片側に広くまとまりのある歩行空間を整備することを検討しています。

現況



整備イメージ（横浜開港記念会館などが立地する側にまとまりの歩行空間を整備する案）



②区間2：旧市庁舎街区と横浜公園間（ハマスタ入口交差点～関内駅南口交差点の区間）

現市庁舎街区と横浜公園間は、自動車交通量が多く、車線数を減らすことができないため、現市庁舎街区活用事業において、みなと大通りに面する側に、既設歩道と一体となる有効幅員1.5m以上の歩道状空地を整備することとしています。

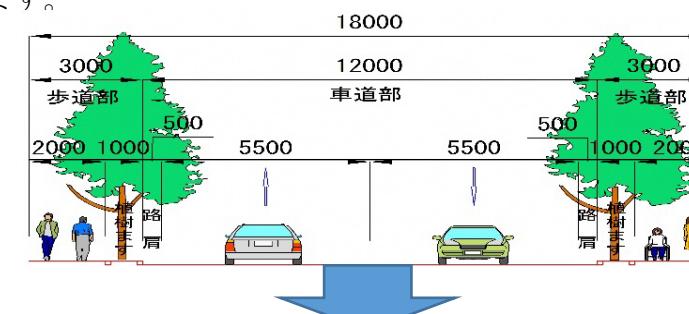
③区間3：関内駅南口交差点と不老町交差点の区間

関内・関外地区の接続強化を図るため、関内駅南口交差点および不老町交差点について、横断歩道の増設等を検討します。

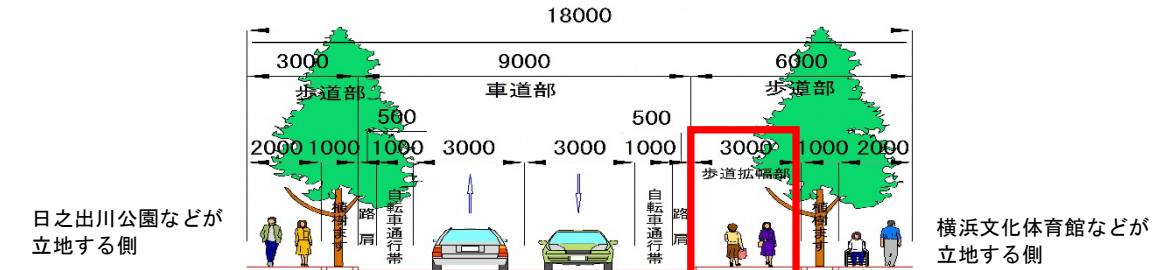
④区間4：横浜文化体育館へのアクセス動線（不老町交差点～長者町3丁目交差点の区間）

車道の車線幅を縮小し（1車線5.5mから3.0mに変更）、歩道拡幅および自転車通行帯の整備を検討しています。海に向かって右側の沿道には、横浜文化体育館メインアリーナ等が立地します。イベント時に利用者の滞留空間を確保することや、賑わいの創出を図るために、片側に広くまとまりのある歩行空間を整備することを検討しています。

現況



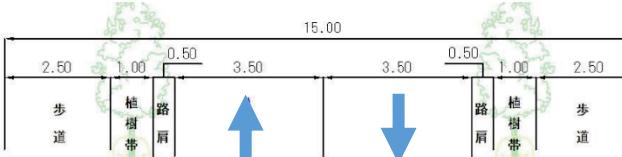
整備イメージ（横浜文化体育館などが立地する側にまとまりのある歩行空間を整備する案）



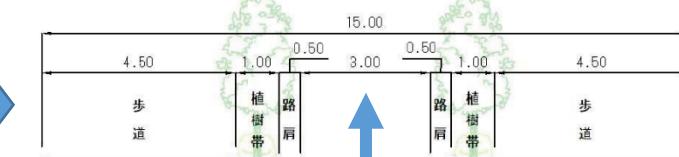
⑤区間5：伊勢佐木町商店街や石川町方面の軸線強化（万代町2丁目交差点～扇町3丁目交差点）

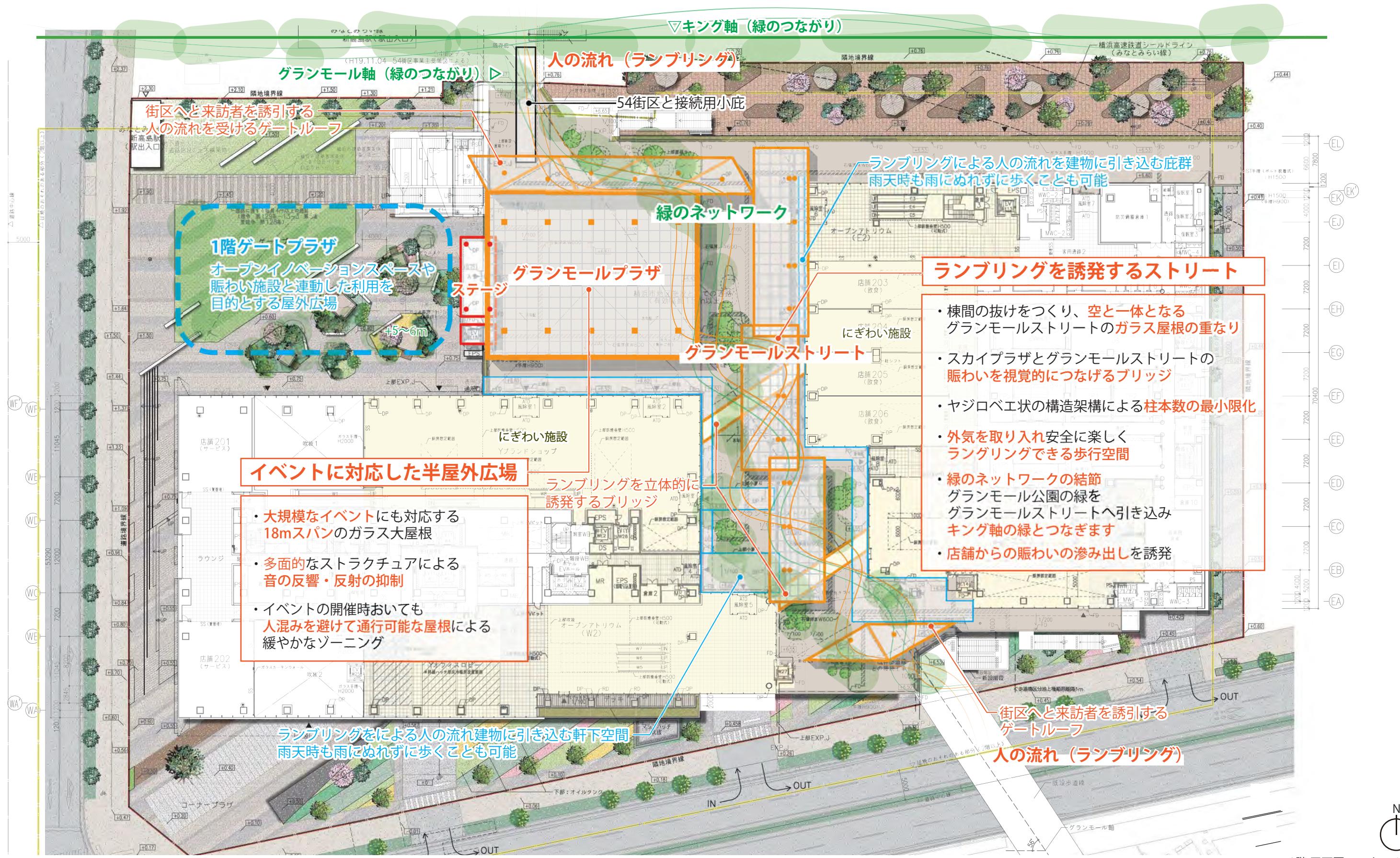
関外地区の回遊性、賑わいの形成を図るために、伊勢佐木町商店街や石川町方面の軸線強化として、車道の一方通行化による歩行者空間の拡充を検討します。

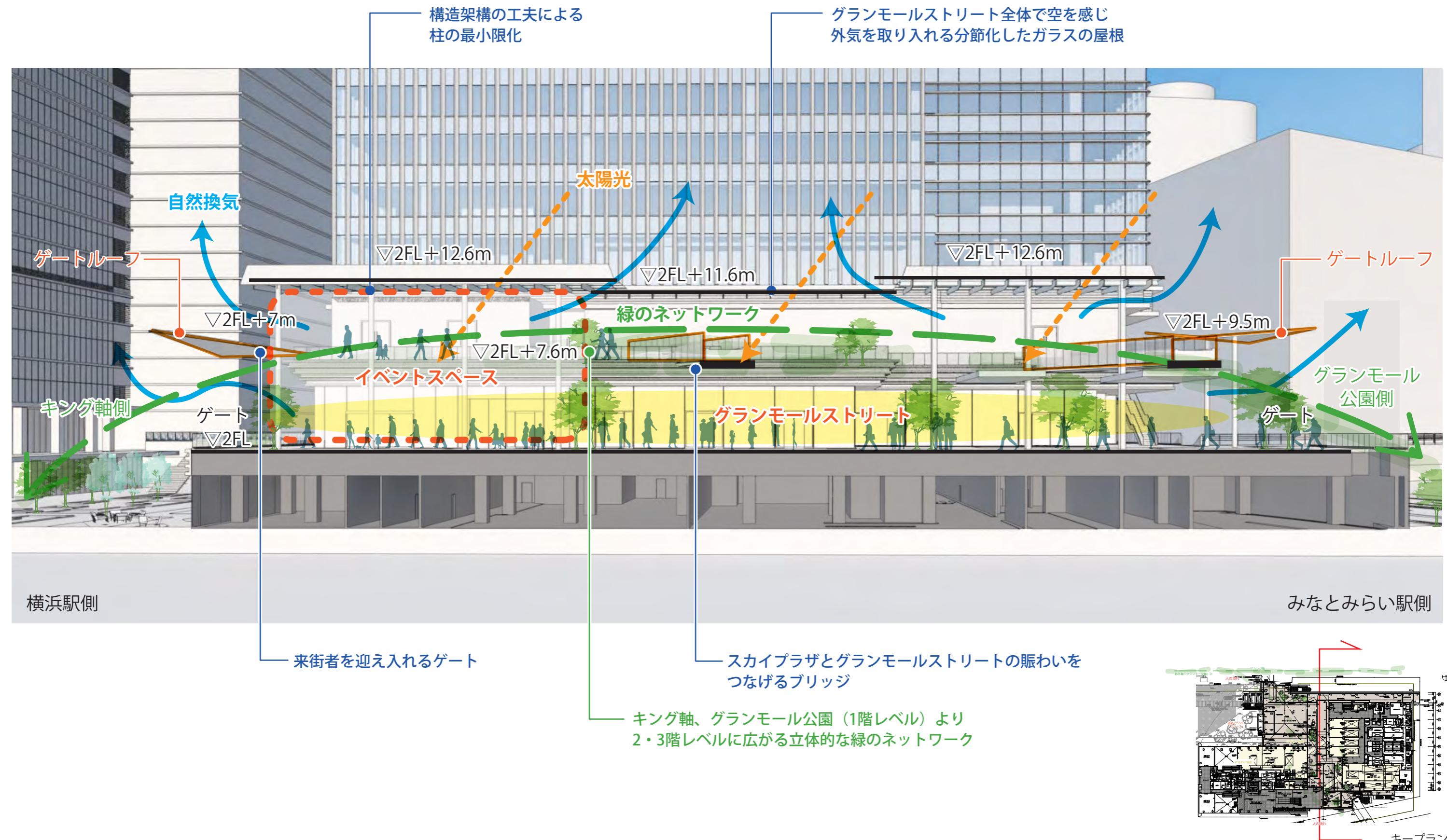
<現況>



<整備イメージ（大通り公園方面への一方通行規制とする案）>







グランモール公園より



みなとみらい側歩道橋より

グランモール軸について



グランモールストリート（みなとみらい駅側より）



グランモールストリート（横浜駅側より）

それぞれの広場の具体的な活用イメージと空間のしつらえ

グランモールプラザ

・活用イメージ

音楽を中心とした様々なイベントを主軸に、来街者が参加できるイベントを定期的に開催し、53街区からの賑わい発信の核となる場づくりを目指します。

・空間のしつらえ

広場とステージを対として整備し、イベント開催に適した音環境を創出するための建物形状とします。



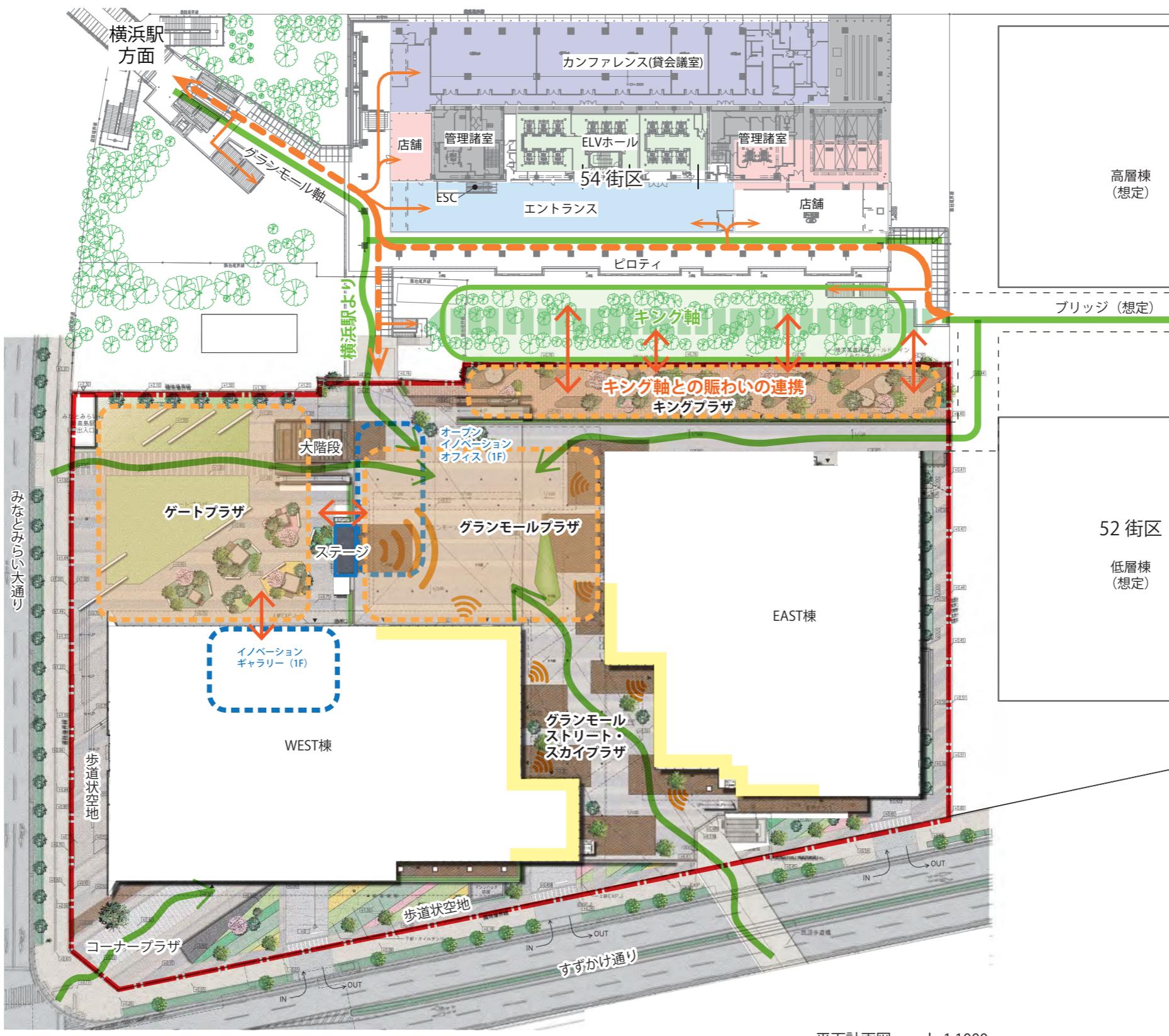
ゲートプラザ

・活用イメージ

オープンイノベーションスペース利用者・ビル就業者のための憩いやワークスペースとしての利用、及びイノベーションギャラリーと連携した展示や体験の場として活用し、地域の方々にも開かれた場づくりを行います。（例：音楽やものづくりをテーマとした屋外ワークショップやヤマハ製品の体験イベントの開催を想定）

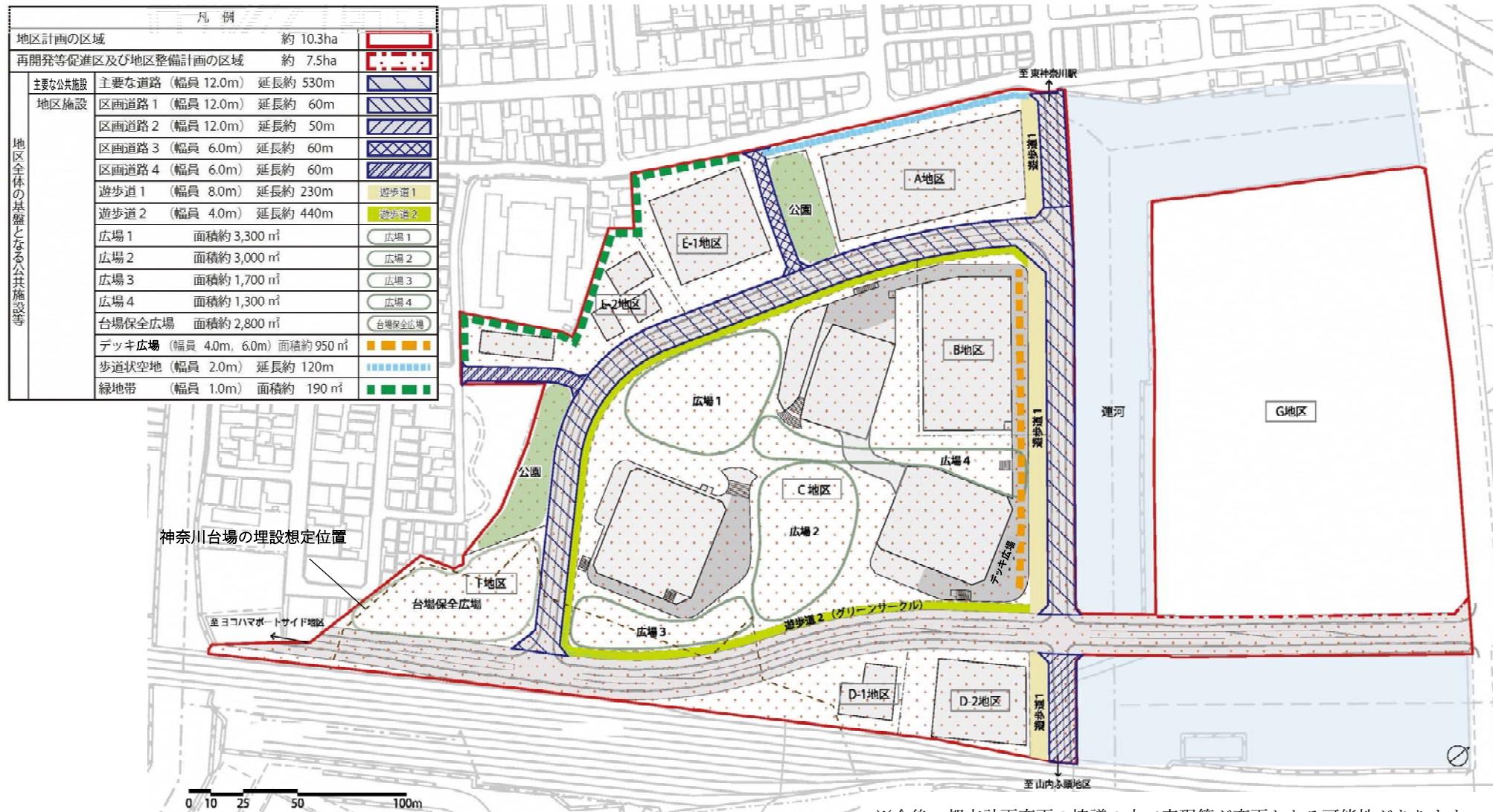
・空間のしつらえ

フォリーやベンチ、段状ステップなどにより広場に立体感とヒューマンスケールを与え、アウトドアオフィスとしてのコミュニケーションを誘発する仕掛けづくりを行います。



地区の概要

地区の区分	A地区	B地区	C地区	D-1地区	D-2地区	E地区	F地区	G地区
面積	約 0.9ha	約 0.7ha	約 3.3ha	約 0.5ha	約 0.4ha	約 0.8ha	約 0.6ha	約 3.1ha
主な土地利用	健康・医療・福祉	商業・住居	商業・業務	下水道施設	業務	公園・広場	健康増進等	
容積率の最高限度	300%	400%	600%	200%	440%	200%	20%	200%



東高島駅北地区地区計画案 F地区に関する方針と建築物等の形態意匠の制限について

F地区に係る土地利用に関する基本方針	神奈川台場遺構を保全・活用するとともに、地区全体の交流機会を増進する広場の整備や空間の形成を図る。									
台場保全広場に係る公共施設等の整備の方針	神奈川台場遺構の歴史を継承するとともに、地区全体の交流機会の増進に資するため、広場3及び台場保全広場を整備する。									
建築物等の形態意匠の制限	A地区	B地区	C地区	D-1地区	D-2地区	E-1地区	E-2地区	F地区		
(統一感のあるまちなみの形成)	(外壁の色調)	建築物の外壁の色彩は、マンセル表色系で次に掲げるものを基調とすること。 ア 有彩色のうち色相が赤(R)系、黄赤(YR)系又は黄(Y)系(1R~5Y)で明度4以上かつ彩度6以下のもの。 イ 有彩色のうち色相が赤紫(RP)系(1RP~10RP)で明度4以上かつ彩度3以下のもの。 ウ 有彩色のうち色相が黄(Y)系又は黄緑(GY)系(6Y~5GY)で明度4以上かつ彩度3以下のもの。	(屋外設備)							
	(工作物)	屋外に設ける建築設備等(太陽光発電設備又は太陽熱利用設備を除く。)は、道路及び地区施設から望見されないように配置し、又はパラベット若しくは目隠し壁等、目隠しとなるものを当該設備の周囲に設置すること。	(壁面の位置の制限に係る部分に工作物(庭園灯・サイン・ベンチなど)を設置する場合は、建築物との色彩の統一を図るなど、地区全体の景観に配慮したものとすること。							
	(屋外広告物)	屋外広告物は、地区的景観及び地区外からの景観を阻害しないよう次に掲げる事項に適合するものとすること。 ア 屋外広告物(自己の名称、自己の事業若しくは営業の内容で独立文字・マーク等の組合せのもの又は管理上必要な事項を表示するものを除く。)は、建築物の高さ20mを超える部分には設けないこと。 イ 屋上に広告物の設置は行わないこと。ただし、建築物の高さ20m以下としたものはこの限りではない。 ウ 屋外広告物の照明は、内照式やバックライト式を主体とし、光源が露出したもの又は点滅するものは避けること	屋外広告物(自己の名称、自己の事業若しくは営業の内容で、独立文字・マーク等の組み合わせのもの又は管理上必要な事項を表示するものは除く。)は、地区的景観及び地区外からの景観を阻害しないよう、設置しないこと。							
	(台場保全広場における建物の形態意匠)	—	—	—	—	—	—	—		
	(建物の圧迫感の軽減)	—	圧迫感に対する配慮及び通風の確保を図るため、高さ31mを超える建築物の部分は、当該部分の鉛直面に投影した水平方向の長さを70m以下とすること。ただし、用途上、機能上やむを得ないと市長が認めた場合はこの限りでない。	—	—	—	—	—		
	(高層部の統一感)	—	—	高さ60mを超える建築物について統一感のある建物群景観を形成するため、建築物のうち高さ20mを超える部分の外壁や頭頂部は、素材や形態、色彩を揃えるなどとした形態及び意匠とすること。また、ボリューム感や圧迫感を低減するため、外壁の色彩は下から上へ明度を徐々に高めるとともに、頭頂部や外壁のコーナー部は、透過性のある素材を採用するなど、建築物による圧迫感の軽減を図る素材や形態、色彩とすること。	—	—	—	—	—	
	(周辺市街地への圧迫感の軽減)	周辺市街地に面する敷地の建築物は、北側配慮斜線制限などによって周辺市街地への圧迫感に配慮した形態及び意匠とすること。	—	—	—	—	周辺市街地に面する敷地の建築物は、北側配慮斜線制限などによって周辺市街地への圧迫感に配慮した形態及び意匠とすること。	—	—	
(水辺のまちなみ形成)	(まち海軸の賑わいの創出)	建築物の遊歩道1に面した1階部分は、屋内の賑わいが外部におよぶ設えとすることで、水辺に向けて開口部やテラスを設け、遊歩道1やデッキ広場から建築物内部の活動や賑わいが望めるような形態及び意匠とすること。	建築物の遊歩道1及びデッキ広場に面した1階及び2階部分は、屋内の賑わいが外部におよぶ設えとすることで、水辺に向けて開口部やテラスを設け、遊歩道1やデッキ広場から建築物内部の活動や賑わいが望めるような形態及び意匠とすること。	—	建築物の遊歩道1に面した1階部分は、屋内の賑わいが外部におよぶ設えとすることで、水辺に向けて開口部やテラスを設け、遊歩道1から建築物内部の活動や賑わいが望めるような形態及び意匠とすること。	—	—	—	—	
	(壁面の分節)	建築物の壁面による長大感を軽減するため、柱等のデザインや色彩等によって壁面を分節する形態及び意匠とすること。	建築物の壁面による長大感を軽減するため、柱等のデザインや色彩等によって壁面を分節する形態及び意匠とすること。	—	建築物の壁面による長大感を軽減するため、柱等のデザインや色彩等によって壁面を分節する形態及び意匠とすること。	—	—	—	—	
	(周辺市街地との調和)	遊歩道1に面した低層部は、周辺市街地とのボリューム差を感じないよう配慮した形態及び意匠とすること。	遊歩道1に面した低層部は、周辺市街地とのボリューム差を感じないよう配慮した形態及び意匠とすること。	—	遊歩道1に面した低層部は、周辺市街地とのボリューム差を感じないよう配慮した形態及び意匠とすること。	—	—	—	—	
	(デッキ広場の設え)	デッキ広場の運河に面する手摺の構造は、水辺の眺望を確保するため、歩行者の安全性に配慮しながら、手摺子の間隔を広げ、又は透過性のある素材とすること。また、遊歩道1とデッキ広場の賑わいの連続性を確保するため、遊歩道1からの視認性に配慮した位置に階段を設けることで、積極的な歩行者の誘引を図ること。	デッキ広場の運河に面する手摺の構造は、水辺の眺望を確保するため、歩行者の安全性に配慮しながら、手摺子の間隔を広げ、又は透過性のある素材とすること。また、遊歩道1とデッキ広場の賑わいの連続性を確保するため、遊歩道1からの視認性に配慮した位置に階段を設けることで、積極的な歩行者の誘引を図ること。	—	—	—	—	—	—	
(賑わい・交流のまちなみ形成)	(広場1・2に面する部分の設え)	—	—	建築物の広場1又は広場2に面する1階及び2階の外壁は、屋内の賑わいが外部におよぶ設えとすることで、開口部を設けること。ただし、住宅、駐車場又は駐輪場の用に供する部分を除く。	—	—	—	—	—	—
	(広場1・2等への見通し)	—	—	地区内の視認性を高めるため、広場4の西側端部から、広場1、広場2や、広場1又は広場2に面するC地区1階及び2階の開口部への見通しを確保するとともに、地区内の回遊性を高めるため、広場4の西側端部から津波避難デッキにつながる階段を整備すること。	—	—	—	—	—	—
	(広場4に面する部分の設え)	—	建築物の広場4に面し道路境界線から水平距離が16m以内に存する1階部分は、遊歩道1の賑わい景観の連続性を確保するため、広場4に向けて開口部やテラスを設けるなど広場4から建築物内部の活動や賑わいが望めるような形態及び意匠とすること。	—	—	—	—	—	—	
	(広場4の見通し)	—	—	建築物等は、遊歩道1から広場4を通して、広場1及び広場2への動線を確保するとともに、歩行者の見通しを阻害しないこと。ただし、用途上、機能上やむを得ないと市長が認める場合は、この限りでない。	—	—	—	—	—	—
	(区画道路3からの見通し)	—	—	建築物等は、地区内の回遊性を高めるため、区画道路3の主要な道路に接する部分から広場4の西側端部への見通しを阻害しない配置とすること。	—	—	—	—	—	—

※今後、都市計画変更の協議の中で表現等が変更となる可能性があります。

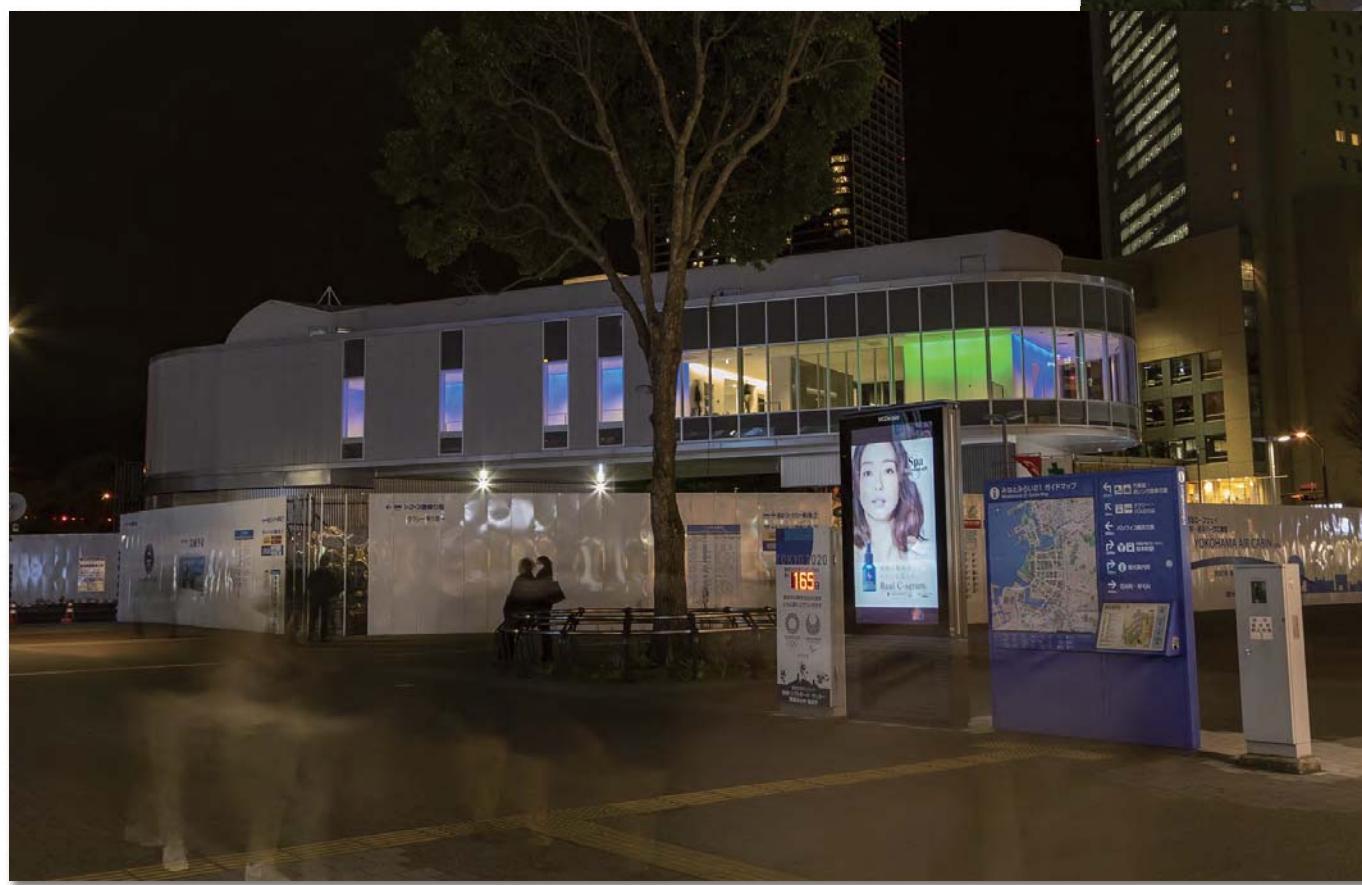
「夜間景観」について

夜間景観イメージ／ゴンドラ



(演出イメージ／試験点灯時撮影)

(演出イメージ)



(演出イメージ／試験点灯時撮影)



(演出イメージ／試験点灯時撮影)

市のプロモーションツールとしての市庁舎カラーライトアップの運用開始について(報告)

市庁舎のエコボイド部分に、創造的イルミネーションイベント「ヨルノヨ-YOKOHAMA CROSS NIGHT ILLUMINATION-」で設置したフルカラー投光器を、本市のプロモーションツールとして、市の施策に関わる啓発や機運醸成のためのカラーライトアップにも使用する運用を開始します。

1 背景と趣旨

横浜市では、世界から選ばれる夜間の観光コンテンツとなることを目指し、都心臨海部の夜景を創造的かつ一体的に演出する「創造的イルミネーション事業」に取組んでいます。

この一環で実施している光のイベント「ヨルノヨ-YOKOHAMA CROSS NIGHT ILLUMINATION-」における時間限定の特別演出に市庁舎が参加するため、昨年、エコボイド部分にフルカラー投光器を設置しました。

常設の設備として設置していることから、当該イベントで使用しない期間や時間帯については、本市のプロモーションツールとして、市の施策に関わる啓発や機運醸成のためのカラーライトアップにも、一定のルールを設けた上で使用できる運用を開始します。

2 設置機材

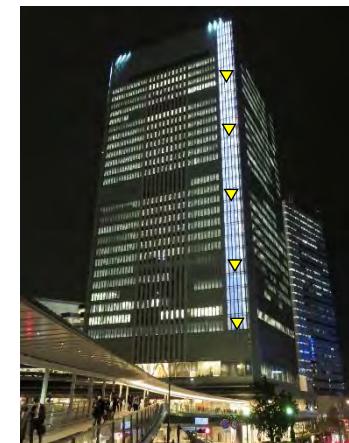
(1) 設置機材

投光器: ColorReach Powercore gen2 10台

コントローラー: Light System Manager



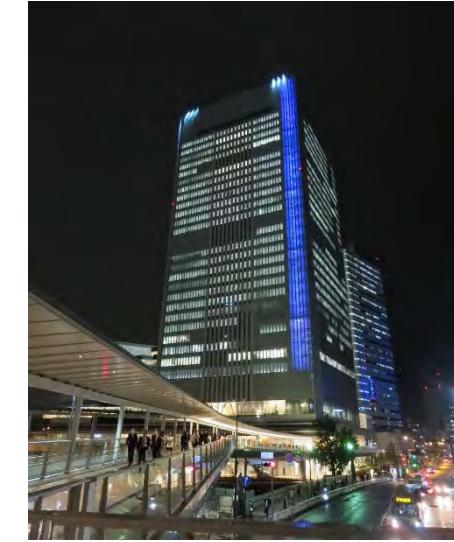
▼ 投光器



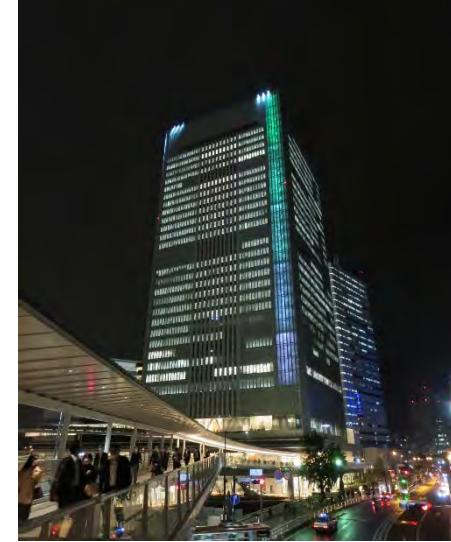
桜木町駅側



北仲通北側



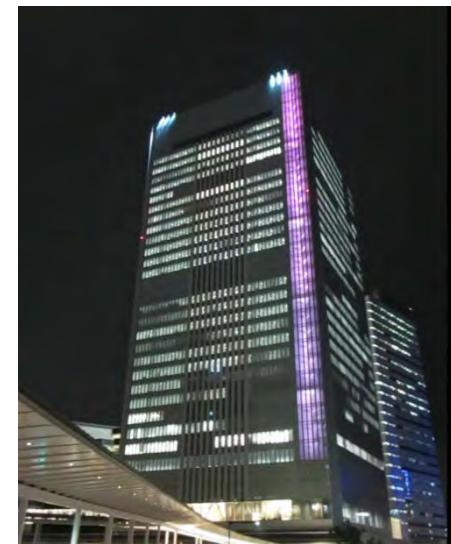
①ブルーのグラデーション



②グリーンのグラデーション



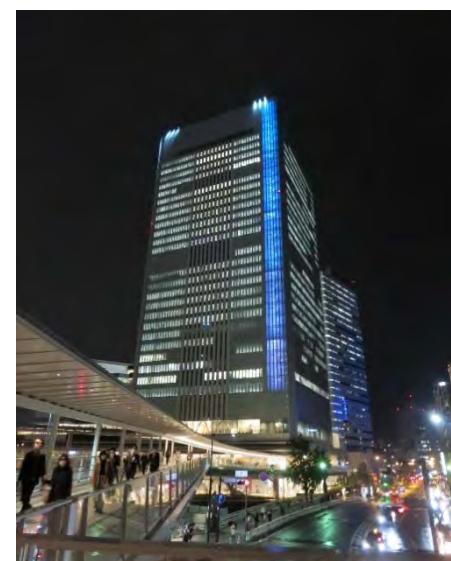
③オレンジのグラデーション



④ピンクのグラデーション



⑤パープルのグラデーション



⑥ブルーグリーンのグラデーション

3 使用ルール

原則として下記の条件全てに合致する場合に使用を認めます。

合致しない部分がある場合は、景観部署も含めた個別協議の上、使用の可否を判断します。なお、景観上影響が大きい内容については、本部会への付議を条件とし、その結果をふまえて使用の可否を判断します。

(1) 目的

本市の取り組む施策の啓発や機運醸成を目的とし、本市のプロモーションにも資するもの

(2) 色

照明デザイナー及び景観部署と調整の上設定した右記6色から選択

(3) 時間

17時から22時までの範囲

(21時から22時は、常時の白色の点灯ルールにあわせ、上方2/3のみを点灯、上から下に徐々に照度を低く設定する。)

(4) 期間

最大7日間

※上記条件については、都市整備局において検討中の「夜間景観のあり方」の検討結果をふまえて、必要に応じ見直しを行います。

4 その他

運用開始に先立ち、上記使用ルールに基づいて、昨日（2月24日）の17時から20時まで、いじめストップの啓発（ピンクシャツデー）のためのピンクライトアップを実施しました。

照明塔装飾イメージ（6号柱 公園外より）

現状



シミュレーション



YOKOHAMA DeNA BAYSTARS BASEBALL CLUB

YDB 10th ANNIVERSARY

左翼棟エントランス

掲出イメージ



YOKOHAMA DeNA BAYSTARS BASEBALL CLUB

YDB 10th ANNIVERSARY

【資料1】

第22回政策検討部会
令和2年10月8日
横浜市都市整備局
都市デザイン室・景観調整課

夜間景観のあり方検討について（審議）

都心臨海部においては、これまで景観計画や都市景観協議地区（ガイドライン）等により、地区ごとの特性を生かした落ち着きのある夜間景観形成を行ってきました。一方、ナイトタイムエコノミーの推進や技術の進歩などにより、夜間景観を取り巻く状況は変化しています。

そこで、今後の夜間景観のあり方について、ガイドラインなど誘導方法を含めて検討を行い、横浜ならではの新たな魅力創出を目指します。

○本日の審議事項

- これまでの夜間景観の考え方についての再確認と課題認識について
- からの夜間景観のあり方検討の方向性について



ブルーライトアップ
(神奈川県庁)



コスモクロック
(ピカチュウイベント)



プロジェクションマッピング



サーチライト (ピカチュウイベント)



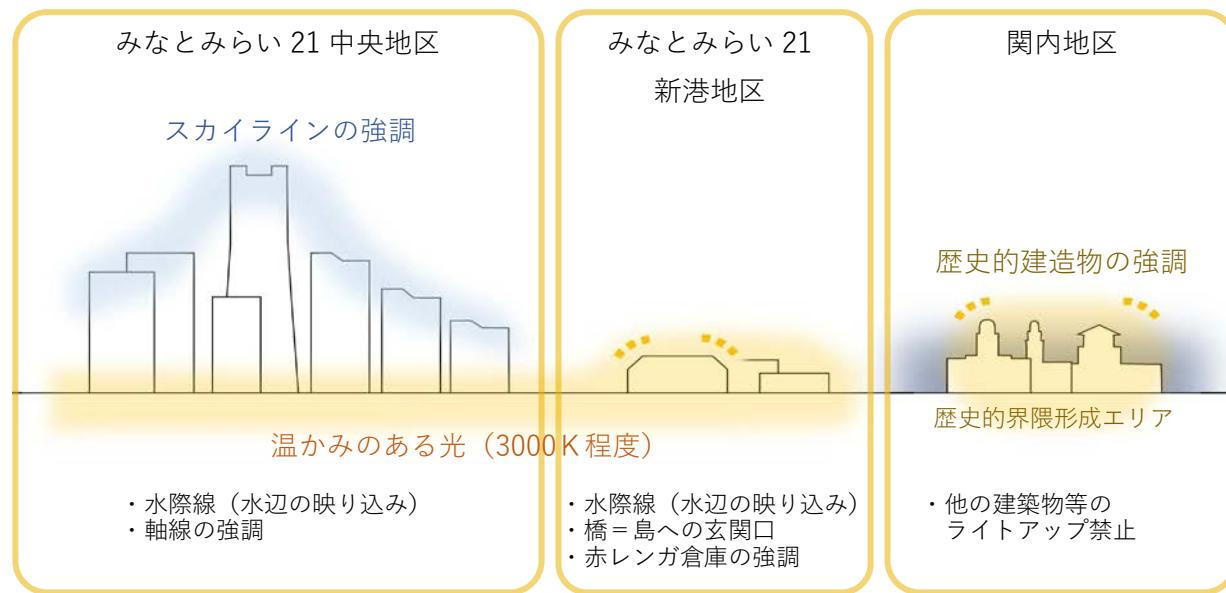
スマートイルミネーション

1-1. これまでの横浜市の夜間景観の考え方

落ち着きのある夜間景観の創出

① 地区ごとの特性を強調（地区別のガイドラインによる誘導）

② 歴史的建造物や街のシンボルを際立たせる



1-2. 課題認識

夜間景観を取り巻く状況	魅力につながる可能性	課題
大型客船の増加などに伴う、海側から見る機会の増加	今まで人がいなかった場所に人が増え、新たな魅力発見の機会が増える	多様な場所から夜間景観を楽しめることが必要
海際の施設の増加に伴う、夜間に海際を歩く人の増加		夜間暗いところがあり、安全・安心な夜の歩行環境が必要
歴史的建造物等のライトアップを利用したPRの取組の増加	新たな技術を用いた夜間演出が地域の魅力になる	・カラーライトアップ等特別な夜間演出が増加すると、常時の落ち着きある景観が楽しめなくなる恐れがある
観光エンターテイメント施設の増加に伴う、建物外観を利用した夜間演出ニーズの増加		・建物を魅力的に演出するための投影方法等の基準がなく、対応に苦慮している ・演出方法によっては、屋外広告物条例等による規制がかかる場合がある
建物壁面埋込型のサイネージやプロジェクションマッピングなど、技術の進歩による夜間演出イベントの増加と多様化		
ナイトタイムエコノミー推進のため、他都市にはない、夜間に人を呼び込む魅力が必要	雇とは違う夜ならではの街を魅せる 都心臨海部全体で一体感のある夜間景観が、横浜ならではの魅力になる	・地区をまたぐような大規模イベントを開催したくても、現行制度では地区ごとに演出の考え方や基準が異なるため、一体的な演出を行うことが難しい ・魅力的な演出であっても、基準に合わない場合がある

都心臨海部における夜間景観のあり方検討について（審議）

都心臨海部においては、これまで景観計画や都市景観協議地区（ガイドライン）等により、地区ごとの特性を生かした落ち着きのある夜間景観形成を行ってきました。一方、ナイトタイムエコノミーの推進や技術の進歩などにより、夜間景観を都市の魅力づくりに活用する機運がより一層高まっています。そこで、今後の夜間景観のあり方について、ガイドラインなど誘導方法を含めて検討を行い、横浜ならではの新たな魅力創出を目指します。

○前回いただいた主なご意見

- ・横浜らしい景観として都市の構造（特に公共施設）を見せるべき。
- ・夜間景観のベースとなる部分と、それに付加する演出とをはっきり分けることが必要ではないか。

○本日の審議事項

- ・横浜の夜間景観の特徴の把握について
- ・これからの夜間景観のあり方検討の方向性について

1. 横浜都心臨海部の夜間景観をとりまく状況

立地特性	これまでの夜間景観の魅力づくり	イベントの増加	ナイトタイムエコノミーの推進
・海を取り囲む インナーハーバー	・地区ごとの特性を強調し、落ち着きのある夜間景観を創出	・歴史的建造物等のカラーライトアップイベント	・他都市にはない、夜間に人を呼び込む魅力の創出が求められている
・大小様々な内水面	・歴史的建造物や街のシンボルを際立たせる	・プロジェクションマッピング等の大型投影広告物	
・平坦な地形			
・高層ビル群の林立			

2. 夜間景観の主な課題と可能性

都市としての魅力や横浜のブランド力をより一層高めていくためには、これまでのまちづくりではぐくまれてきた様々な資源を生かしながら、横浜ならではの景観を、夜間においても、より魅力的なものにしていくことが必要です。

（1）夜間景観の新たな魅力づくり

これまでの横浜らしい落ち着きのある夜間景観の形成に加え、以下の点に対応していく必要があります。

① 魅力的な特別演出を可能とする	② 演出を魅力的に使う	③ 日常と非日常の区別
インナーハーバーのスケール感を活かした一体感のある夜景演出など、魅力的な演出は、横浜ならではの魅力になります。一方、地区ごとの考え方や屋外広告物条例の基準に合わない場合があるため、魅力的な演出が可能となるよう、考え方や基準を整理する必要がある。	シンボルを魅力的に演出するための基準が無く、建物特性に合わない色でのライトアップなどが実施されているため、魅力的に演出できるように基準を整理する必要がある。	特別な演出がところ構わず増加すると、横浜の魅力である常時の落ち着きある景観やエリアごとの特徴ある景観が楽しめなくなるため、常時とのメリハリをつける必要がある。

（2）夜間景観を楽しむ環境の整備

夜間景観の魅力アップに加え、来街者がより一層横浜の夜景を楽しめるよう、環境を整えていく必要があります。

① 多様な場所から楽しめる環境（回遊性、多様な視点場）	② 安全・安心な歩行環境
眺望点（例：大さん橋）などの決まった場所から眺めるだけではなく、歩行者の目線や船等の海上からの眺望、また高層ビルからの見下ろしなど、多様な場所から夜間景観を楽しめることができるとともに、多方面から見て楽しめるような夜間景観を形成する必要がある。	歩行者空間では夜間暗い場所があり、光環境の点からも安全・安心な歩行環境を整備する必要がある。

3. これからの夜間景観の方向性

以上のような、横浜の夜間景観をとりまく状況や課題・可能性を踏まえ、これからの夜間景観のあり方について、以下の方向性で検討を進めています。

【これからの夜間景観の方向性】

横浜ならではの魅力をしっかりと感じられつつ、メリハリがあり、多様に楽しめる夜間景観をつくる

これまでの横浜らしい落ち着きある夜間景観に加え、市民や来街者の方々が、様々な新しい表現で「横浜らしさ」を感じられ、様々な場所から見ても、横浜でしか味わえない「その場所らしさ」が感じられる夜間景観を形成していきます。

方向性（1）横浜らしい魅力ある景観づくり

■方向性(1)-1

どこから見ても「横浜らしさ」を感じられる
常時の夜間景観

- ① 個性的で多様なエリア
- ② 複数ある内水面
- ③ 横浜港を囲むリング
- ④ 海に向かう縦軸
- ⑤ シンボル

都市の構造を
浮かび上がらせる夜間景観

■方向性(1)-2

横浜らしさを様々な形で表現する
特別な夜景演出

方向性（2） メリハリをつけることによる 魅力増進の工夫

- 方向性(2)-1
空間的メリハリ
- 方向性(2)-2
時間的メリハリ

前提：歩きたくなるような安全・安心な歩行環境

詳細は裏面へ⇒

前提：歩きたくなるような安全・安心な歩行環境

夜間景観を安全・快適に楽しめるよう、歩きたくなる、行きたくなる環境づくりを、光環境の面からも整えていきます。

方向性（1）横浜らしい魅力ある景観づくり

■方向性(1)-1. どこから見ても「横浜らしさ」を感じられる常時の夜間景観

どこから見ても「横浜らしさ」を感じられる常時の夜間景観をしっかりと形づくるため、都市の構造が感じられる夜間景観とします。

構造① 個性的で多様なエリア

街の成り立ち等により個性あるエリアが隣り合って存在しており、それぞれの違いを楽しむことができる。

構造② 複数ある内水面

河口等により複数の内水面が存在しており、水面を挟んだパノラマ景観を様々な場所で楽しむことができる。

構造③ 横浜港を囲むリング

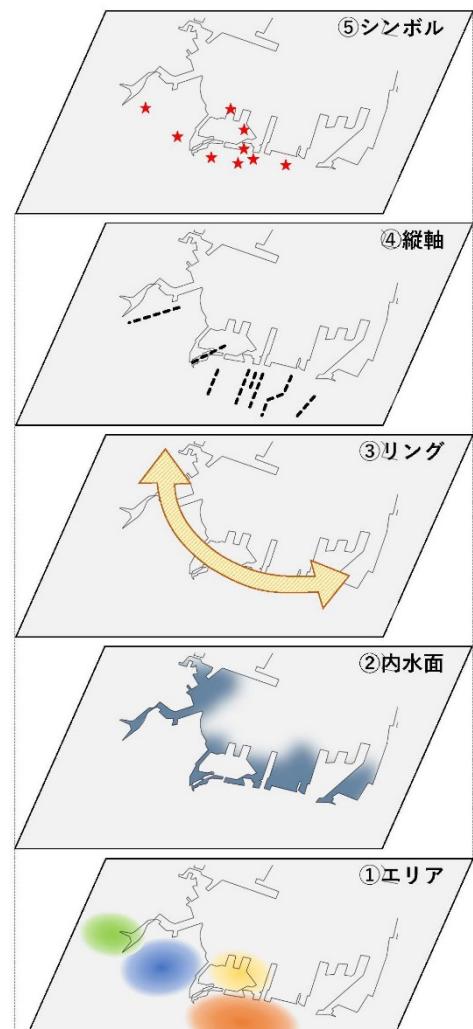
内港に沿って湾曲した通りは、複数のエリアを横断し、エリア同士の違いや水辺の空間を楽しむことのできる動線となっている。また、海上からは、複数のエリアを一望できるパノラマ景観を楽しむことができる。

構造④ 海に向かう縦軸

縦軸状に存在する商店街などは、歩行者にとって海側へのアプローチとなる空間であるとともに、通りごとの違いを楽しめる空間でもある。

構造⑤ シンボル

歴史的建造物や港町らしさを感じる施設等、横浜やそのエリアを象徴する施設は、その特徴を魅力的に演出する照明を行う。



「横浜らしい」常時の夜間景観の構成要素

構造① 個性的で多様なエリア

特色的異なるエリアが隣り合い複数存在していることが魅力となっている。そのため、これまでの景観づくりの考え方を継承し、街の成り立ち等により特色をもつエリアごとに、夜間もその特色を感じられるような景観を形成する。

例) 関 内：歴史的建造物へのライトアップが引き立つよう、周辺施設では壁面照度等に配慮し、全体として落ち着きのある夜間景観を形成する

MM 中央：高層ビル頂部の照明によりスカイラインを際立たせるとともに、建物低層部のアクティビティフロアは 3,000 ケルビン程度の暖かみのある光により賑わいを演出する

MM 新港：・温かみのある 3,000 ケルビン程度の光により、エリアのシンボルである赤レンガ倉庫の雰囲気をエリア全体で感じさせる
・海に囲まれた“島”であることが内外から感じられる夜間景観となるよう工夫する（橋の演出、水際線のライトアップ等）



赤レンガ倉庫

構造② 複数ある内水面

河口等により複数の内水面が存在しており、様々な場所で水面を挟んだパノラマ景観を楽しむことができる。内水面を囲むパノラマを意識し、夜間においても内水面に向けてしっかりと顔をつくる。

例) MM 中央と横浜駅東口周辺との間の内水面、汽車道周辺 など



汽車道からのパノラマ

構造③ 横浜港を囲むリング

内港に沿って湾曲した水際線やそれに並行する通りは、多くの来街者が複数のエリアを行き来するための動線となっている。また海上からは、複数のエリアが一望できるパノラマ景観が広がっている。歩行者空間の照らし方を統一したり、水際線においては水面への映り込みを意識するなど、複数のエリアを貫くリング状の繋がりを意識し、夜間景観を形成する。

例) 関 内：海岸通り～山下公園通りのガス灯プロムナード（北仲通地区方面から関内の中心部へ歩行者を誘っていく）

MM 中央：グランモール軸（歩道に埋め込まれた夜光海ペイプと沿道からの漏れ光により、安全・安心で落ち着いた歩行者空間をつくる）

MM 新港：水際線プロムナードの照明（水辺の空間を楽しめるようにグレアを減少させる）



ガス灯プロムナード

構造④ 海に向かう縦軸

商店街などが縦軸状に点在し、既に夜間も含めて特色ある景観形成がなされてきている。歩行者にとっても海側へのアプローチとなる空間であり、特色ある灯具を用いた光の演出を行うなど、通りごとの違いが楽しめるような夜間景観を形成していく。

例) 関 内：・日本大通り（景観重要樹木であるイチョウが美しく映えるよう演出する）

・中華街大通り（提灯やランタン等の赤い光により賑わいを演出する）

MM 中央：キング軸（樹木のライトアップや足元照明などにより、緑の軸線を強調したスケール感のある演出を行う）



中華街の赤い光

構造⑤ シンボル

歴史的建造物や港町らしさを感じる施設など、横浜やエリアの特徴を象徴する施設については、その特徴を効果的に魅せる照明計画により、横浜やエリアの特徴を昼間とは異なる形で印象づける演出を行う。

例) 関 内：歴史的建造物のライトアップ+周辺施設の落ち着き

MM 中央：超高層ビルのスカイラインの強調

MM 新港：赤レンガ倉庫のライトアップ



スカイライン

■方向性(1)-2. 横浜らしさを様々な形で表現する特別な夜景演出

特別感を楽しんだり、普段とは違う形で横浜らしさを感じることがきるような、常時の夜間景観と異なる魅力的な演出を誘導します。

また、魅力的な演出の実施に際しては、港のスケール感を活かした複数エリアをまたぐ演出や、プロジェクトマッピングなどの「屋外広告物」に該当する演出など、従来の基準では困難だった演出を可能にするため、基準を整理し、必要な変更を行います。

方向性（2）メリハリをつけることによる魅力増進の工夫

暗さ（影）との対比の中での輝きが魅力となる光の特性を捉え、メリハリをつけることで、より魅力ある夜間景観を形成します。

■方向性(2)-1. 空間的なメリハリ

シンボル施設を光らせる一方で、その周囲では控えめな照明とするなど、敷地同士の光の演出に強弱がつくよう誘導します。また、一敷地内の光の演出においても、来街者を迎えるゲート空間は明るくし、それ以外の部分は落ち着いた光とするなど、メリハリのある演出を誘導します。

■方向性(2)-2. 時間的なメリハリ

常時の夜間景観とイベント時の晴れやかな演出をどちらも楽しめるようにするためには、両者を区別することが必要です。イベント時の演出が特別感を持つよう、常時の落ち着きある景観づくりを進めるとともに、特別演出の頻度や期間・演出時間については調整を行い、演出の自由度は高めるなどして、よりメリハリの効いたクオリティの高い夜景演出を目指します。

4. 今後の予定

以上の方針をもとに、都心臨海部全体の夜間景観の大きな考え方をガイドラインとしてまとめます。

また、関内・MM 中央・MM 新港の 3 地区については、エリアごとの考え方を整理し、既存の景観計画・都市景観協議地区や地区別ガイドラインの内容とも照合しながら、令和 3 年度にかけて必要な変更を行っていきます。

創造的イルミネーション事業 令和2年度の実験イベント実施結果(報告)

11月20日～12月26日の約1か月間、新港中央広場を主会場に、夜の横浜に美しい光が交差するイベント『ヨルノヨ -YOKOHAMA CROSS NIGHT ILLUMINATION-』を開催し、多くの方にご来場いただきました。時間限定の光と音の特別演出は、参加施設の拡大や演出の工夫により、昨年以上に一体感、連動感、スケール感を感じていただける演出となり、横浜の夜景の魅力をより一層高めることにつながりました。

1 実施概要

〈名称〉 ヨルノヨ-YOKOHAMA CROSS NIGHT ILLUMINATION-

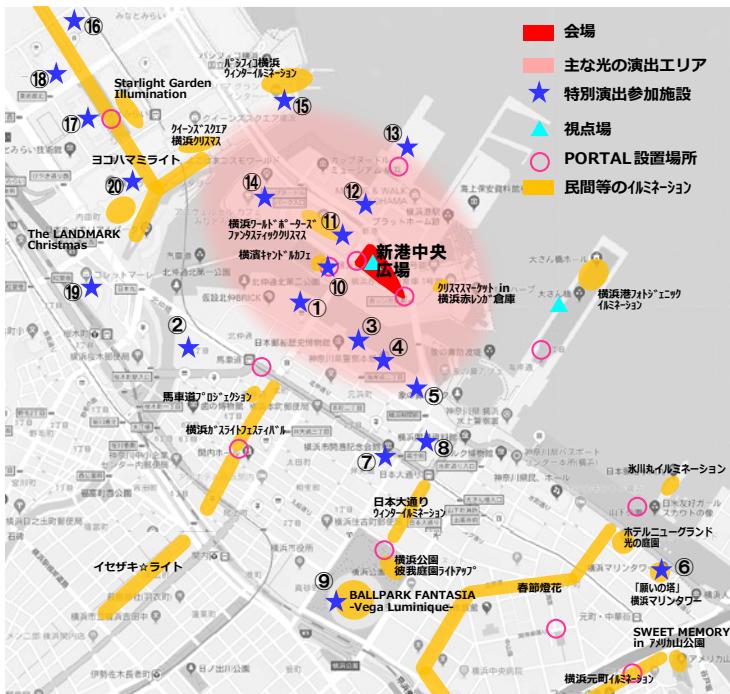
〈期間〉 令和2年11月20日(金)～12月26日(土)

〈体制〉

主催：クリエイティブ・ライト・ヨコハマ実行委員会

共催：横浜市

〈会場〉



【5分間の特別演出参加施設】

①アパホテル&リゾート横浜ベイタワー ◎

②横浜市庁舎 ◎

③横浜郵船ビル ●

④神奈川県警察本部庁舎 ◎

⑤横浜税関 ◎

⑥横浜マリンタワー ◎

⑦横浜市開港記念会館 ◎

⑧神奈川県庁 ◎

⑨横浜スタジアム

⑩ナビオス横浜 ◎

⑪横浜ワールドポーターズ ◎●

⑫JICA横浜 ◎

⑬横浜ハンマーヘッド(新港ふ頭客船ターミナル) ○●

⑭よこはまコスモワールド・大観覧車コスモクロック21 ◎○

⑮ヨコハマグランドインター・コンチネンタルホテル ◎●

⑯横浜メディアタワー ◎

⑰横浜美術館 ◎

⑱みなとみらいグランドセントラルタワー○

⑲コレットマーレ ◎

⑳横浜ランドマークタワー ◎

- ◎カラーライトアップ演出
- ライン照明カラー演出
- サーチライト演出
- 青字：新規参加施設

2 実施状況

(1) 常時の演出

① NIGHT WALKING (新港中央広場)



▲CROSS DOMEを中心に関広場全体に広がる光



▲時間の経過やセンサーにより光の色が変化



▲ドームの中でも光の色の変化が楽しめる。

② PORTAL (都心臨海部の10か所に設置)



▲PORTAL越しの日本大通りのビスタ



▲大さん橋からの軸線を感じることができる。



▲MM中央地区の主な建物が画角に収まる。

(2) 週末限定の回遊プログラム(ヨルノヨ×SAMPO_MAPP)



▲自転車にプロジェクターを搭載。水際線や地元商店街など、横浜を感じられる場所の建物や構造物、みち、樹木などに映像を投影しながら夜の散歩を楽しんだ。



象の鼻パーク沿いのショップ



元町商店街の店舗



元町商店街 ©コハラタケル



山下公園 ©田代ゆり



▲ハンマーヘッドルートでは東京藝術大学院の作品を投影

▲動きのある映像は子供たちに大人気。夜間の賑わい形成につながった。

(3)時間限定の特別演出(NIGHT VIEWING)

①新港中央広場からの見え方



▲MM中央地区側。アパホテル、ナビオス、ワールドポーターズ等との連動が楽しめる。



▲馬車道側。県警、アパホテル、横浜郵船ビルのサーチライトとの連動が楽しめる。



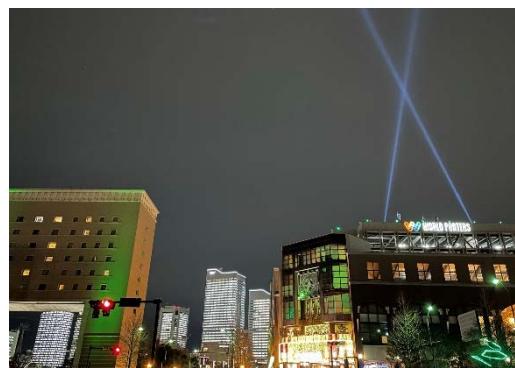
▲山下ふ頭側。県警、横浜税関、奥に見えるマリンタワー等との連動が楽しめる。



▲ドーム内からは没入感のある音楽、ドームの光とともに周辺施設の演出が楽しめる。



▲光が交差する動きを加えたことにより、サーチライトの視認性が向上



②大さん橋からの見え方



▲光量の多い機材の採用によりサーチライトの視認性が向上



▲横浜税関やアパホテルの参加により連続性が格段に向上

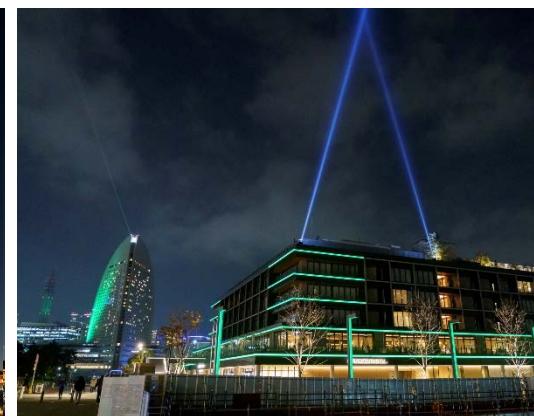


▲コスモクロックでの動きのある演出にあわせ、周辺施設のライトアップ等の色を変化させる演出。県庁側からインターナショナルホテル側にかけて光が動く演出を入れたことで、ウォーターフロントのスケール感をより感じてもらえるようになった。

③その他の視点場からの見え方



▲横浜税関やアパホテルの参加により、山下臨港線プロムナードも新たな視点場に。



▲MARINE & WALKと横浜ハンマーヘッドの間の通路。奥に横浜メディアタワーも見える。



▲グランモール公園では、沿道の参加施設が3施設となり連動感が生まれた。



▲汽車道では音楽が連動。ポイントによって見える施設が変わり、歩きながらその変化を楽しめる。



▲山下ふ頭からは、参加施設がコンパクトにまとまって見える。

3 実施結果

(1) 定量的評価 (主にニーズ把握の視点)

実験イベントを通して把握したい点

- ①時間限定での先端技術を活用したクリエイティブな都市スケールの光の演出に対するニーズ
- ②同演出により、横浜の夜景の魅力をさらに高めることができるかの可能性

		データ	評価													
来場者数等		<p>〈全体来場者数〉 約 85 万人 (R1: 約 55 万人) ※新港中央広場及び都心臨海部 10 か所に設置したPORTALの通過者数をもとに算出した推計値</p> <p>都心臨海部 10 か所の PORTAL 来場者数 約 32 万人</p> <p>大さん橋来場者数 約 1 万 3 千人 (R1: 約 7 千人)</p> <p>〈ホームページ PV 数〉 約 25 万 7 千 PV (R1: 約 28 万 2 千 PV) うち 海外から約 1,600 PV</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・徹底した感染症対策を講じたこともあり、コロナ禍でありながら約 85 万人に来場いただけた。 ・都心臨海部 10 か所に設置した PORTAL を約 32 万人が通過しており、<u>夜間の回遊性向上</u>にもつなげることができた。 ・大さん橋にも約 1 万 3 千人が来場しており、<u>演出の視点場としての認知度</u>を昨年以上に高めることができた。 													
メディア露出数		<p>〈テレビ〉 17 件 (R1: 10 件)</p> <p>〈ラジオ〉 10 件 (R1: 13 件)</p> <p>〈新聞〉 17 件 (R1: 41 件)</p> <p>〈雑誌等〉 11 件 (R1: 26 件)</p> <p>〈WEB〉 625 件 (R1: 536 件)</p> <p>〈合計〉 680 件 (R1: 626 件)</p>	<p>主な雑誌名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・めざましテレビ (フジテレビ、11/20、12/9) ・ワールドビジネスサテライト (テレビ東京、11/20) ・NHK ニュース (NHK、11/21) ・よじごじDays (テレビ東京、12/9) ・ふるさとの未来 (TBS、11/11、12/16) ・ふらっとあの街旅ラン 10 キロ (NHK BS プレミアム、12/16) <p>主な雑誌名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬ぴあ／首都圏版 (ぴあ、11/2) ・mirea (cubic、11/20) ・散歩の達人 (交通新聞社、11/21) ・MICE Japan (MICE ジャパン、11/30) ・音楽現代 (芸術現代社、12/15) ・サイン&ディスプレイ (マスコミ文化協会、1/10) 	<ul style="list-style-type: none"> ・メディア露出数は、昨年よりも多い 680 件となり、17 のテレビ番組でも取り上げられるなど、ニーズの高さをメディアからも把握することができた。 ・昨年以上に、<u>特別演出時の周辺施設が連動する様子</u>を紹介する番組が増えた。 ・英文によるプレスリリースを行った結果、119 の海外の web サイトで紹介され、インバウンドニーズも一定程度把握することができた。 												
SNSによる投稿		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>twitter</th> <th>Instagram</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公式ページフォロワー</td> <td>456 (300)</td> <td>813 (110)</td> </tr> <tr> <td>投稿数</td> <td>#ヨルノヨ (#nightsyncyokohama) 513 (597)</td> <td>#yorunoyo (#nightsyncyokohama) 3,742 (560)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>33 (816)</td> <td>611 (746)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※フォロワー数は最大値、投稿数は令和3年1月25日時点 (公式投稿は除く) () 内は昨年度 (令和2年1月16日時点) の数値</p>		twitter	Instagram	公式ページフォロワー	456 (300)	813 (110)	投稿数	#ヨルノヨ (#nightsyncyokohama) 513 (597)	#yorunoyo (#nightsyncyokohama) 3,742 (560)		33 (816)	611 (746)	<p>主な投稿内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広場は幻想的。綺麗。癒された。音楽がよい。ドーム内の音がよい。 ・ベイエリア全体を使った演出は壮大。躍動的。粹。 ・大さん橋からは全体が見渡せて感動。観光気分を味わえた。 ・ライトアップとサーチライトの連動は見ごたえがあった。圧巻。 ・演出を見て、横浜市民でよかった、横浜が素敵な街と再認識。 ・街一体で取り組むイベントは横浜らしい。 ・慣例に縛られない良いものを受け入れていく横浜らしくてよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Instagram の公式ページのフォロワー数、投稿数が昨年よりも大幅に増えた。 ・昨年以上に特別演出の写真が多く投稿され、<u>大さん橋からのビュー</u>を推薦するコメントも多く、<u>ニーズの高さを把握する</u>ことができた。 ・演出を通して<u>横浜らしさを感じてもらえたとともに、市民のシビックプライドや横浜の都市ブランドの向上</u>にもつなげることができた。
	twitter	Instagram														
公式ページフォロワー	456 (300)	813 (110)														
投稿数	#ヨルノヨ (#nightsyncyokohama) 513 (597)	#yorunoyo (#nightsyncyokohama) 3,742 (560)														
	33 (816)	611 (746)														
来場者アンケート		<p>〈新港中央広場〉</p> <p>Q 光で一体的に演出する取組により、横浜の港の夜景の魅力が高まったと思いますか。</p> <p>Q 光で一体的に演出する取組を、どれぐらいの頻度で行うのが良いと思いますか。</p> <p>Q 来年も本イベントが開催された場合、また行きたいと思いますか。</p> <p>〈大さん橋〉 ※R1 は関連会場 (県庁前、山下公園、横浜美術館前)</p> <p>Q 光で一体的に演出する取組により、横浜の港の夜景の魅力が高まったと思いますか。</p> <p>Q 光で一体的に演出する取組を、どれぐらいの頻度で行うのが良いと思いますか。</p> <p>Q 来年も本イベントが開催された場合、また行きたいと思いますか。</p>	<p>主な個別意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きれい。幻想的。昨年より良い。 ・光と音の融合がよい。 ・他にはない演出で新鮮だった。 ・街全体が連動している演出が素晴らしい。迫力があった。 ・横浜の夜景は最高。 ・もっと参加施設が増えるとよい。山下公園側が特に寂しい。 ・物足りない。もっと派手でもよい。サーチライトがまだ弱い。 ・演出時間を長くしてほしい。 ・季節毎、毎週末、毎日など頻度を高めてやってほしい。 ・イベントを継続してほしい。 ・もっと宣伝すべき。特に大さん橋に誘導する工夫が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜の港の夜景の「魅力が高まった」と回答した方が 9 割を超えるうち「大変高まった」と回答した方が昨年よりも大幅に増えており、<u>今回の演出方法で横浜の港の夜景の魅力をさらに高められる可能性を把握する</u>ことができた。 ・演出の頻度については、「1か月程度のイベントを年に数回」が中央広場で 47%、大さん橋で 40% と最も多く、次いで中央広場では「年に 1 回程度」が 23%、「毎週末」が 19%、大さん橋では「年に 1 回程度」が 34%、「毎週末」が 14% と多かった。個別意見でも頻度を高めてほしいという意見が散見され、<u>さらに頻度高く実施することのニーズの高さを把握する</u>ことができた。 ・来年も本イベントに「行きたい」と回答した方が 9 割を超えるうち「ぜひ行きたい」と回答した方が昨年よりも大幅に増えており、アンケート結果からも<u>ニーズの高まりを把握する</u>ことができた。 												

(2) 定性的評価（主に景観的な視点）

	成果	今後の課題
演出方法	<p>【時間限定の演出】</p> <ul style="list-style-type: none"> 時間を限定することで<u>特別感・非日常感を高める</u>ことができた。SNS でも特別演出の時間を薦めるコメントが多くみられた。 イベント期間が後半になるにつれ、時間限定の特別演出を見るために大さん橋に訪れる人が増えており、<u>時間限定の演出が集客にもつながる</u>ことが確認できた。 	<p>【時間限定の演出】</p> <ul style="list-style-type: none"> 昨年は1時間毎に10分間（1日4回）、今年は30分毎に5分間（1日6回）で特別演出を実施した。アンケートで「夜景の魅力が高まつた」と回答した割合が、昨年よりも大幅に増加した一方、演出時間を長くしてほしいという個別意見が数件見られたことから、<u>適切な時間設定を引き続き検証</u>する必要がある。
	<p>【先端技術の活用による演出】</p> <ul style="list-style-type: none"> IoT プラットフォームによる<u>照明機材の一括コントロールの技術</u>を基本に、今年は GPS による時刻補正システムの併用により、エリアをまたいだ複数の施設の光をタイムラグなく同時に変えることができ、<u>国内では例のない都市的スケールでの夜景演出を提供</u>できた。 期間途中からにはなったが、<u>3D レーザースキャニングやセンシングの技術</u>を活用し、公式ホームページ内に、広場内の人の動きや光の色の変化の状況をリアルタイムに3Dで表示、<u>オンラインでも光や音が共体験できる</u>ようにした。 	<p>【先端技術の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 音響設備のある大さん橋や汽車道では音楽を流すことができたが、屋外にスピーカーがある場所は限られることから、携帯電話からも演出の音楽が聞けるようにするなど、<u>場所を選ばずに音楽と一緒に楽しめるようにする技術的な工夫</u>が必要。 新型コロナウイルス感染症対策やインバウンド需要の回復に向け、<u>オンラインでも楽しめる工夫や環境整備</u>がより一層必要。
	<p>【ライトアップの色の変化による演出】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>コスモクロックでの動きのある演出にあわせて</u>、周辺施設の<u>ライトアップの色を変化させた</u>こと、県庁側から横浜ハンマーヘッド側にかけて、また施設の灯具毎に<u>光が動く演出を入れた</u>ことで、昨年以上に<u>動的で躍動感、スケール感を感じられる非日常の夜景を演出</u>できた。 横浜税関やアパホテル、横浜市庁舎をはじめ、<u>参加施設数が20施設に増えた</u>ことにより、<u>連続性や一体感が格段に向上</u>した。 	<p>【ライトアップの色の変化による演出】</p> <ul style="list-style-type: none"> アンケートでは「もっと派手にしてほしい」という意見が散見されたが、昨年は「色がきつい」という意見があったこともあり、<u>バランスの良い色設定を引き続き検証していく</u>必要がある。 横浜メディアタワーは、網目状の形状で反射がしにくく、遠景では色が認識しづらかった。 建物頂部にカラーの照明機材を設置している施設で、<u>参加していない施設</u>がいくつかあり、それらにより<u>連動感が弱まる</u>面があった。
	<p>【サーチライトによる演出】</p> <ul style="list-style-type: none"> 昨年よりも<u>光量が多く、照射距離が長い機材の採用</u>により、サーチライトの<u>視認性が向上</u>した。 <u>色を視認性の高い青色に限定したこと、また光を途中で交差させる演出を加えたこと</u>により、さらに<u>視認性を向上</u>させることができた。 	<p>【サーチライトによる演出】</p> <ul style="list-style-type: none"> 昨年ほどではないが、<u>大気の状態でみえにくい日</u>があった。 機材のトラブルで何台かのサーチライトが点灯できない日が発生した。<u>安定的な点灯ができる環境整備</u>が必要。
視点場（眺望点）	<p>【新港中央広場、各施設（近景）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新港中央広場では、昨年同様、<u>周囲を取り囲むようにライトアップやサーチライトの配置</u>をしたことにより、様々なアングルでの写真が投稿されており、近景としての<u>港の夜景を360°見渡せる視点場</u>として機能していた。 	<p>【新港中央広場、各施設（近景）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>マリンタワーや横浜スタジアムは、近くに演出に参加する他の施設がなかった</u>ため、近景で見ると全体で<u>連動</u>してライトアップの色が変わっていることが伝わりづらかった。
	<p>【大さん橋（遠景）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大さん橋からは、海面や夜空を背景に、ほとんどの参加施設がパノラマで一望できるため、<u>都市的スケールで光の演出が行われていることが最も体感できる視点場</u>となっていた。 公式の視点場を大さん橋に限定したこともあり、SNS では、大さん橋からの特別演出の様子を写真や動画で投稿する人が昨年以上に多くみられた。 	<p>【大さん橋（遠景）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 山下公園側の参加施設が少なく、<u>マリンタワーが孤立</u>していた。機材設置の助成等の仕組みも導入し、<u>参加施設を増やし、連続性やスケール感をさらに向上させていく</u>必要がある。 <u>水際線が連続</u>して見えるのが大さん橋からの景観の特徴だが、夜は<u>暗い</u>ため、<u>水際線部分をライトアップすること</u>により、連続性をより高められる可能性がある。
	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>参加施設が20施設に増えたこと</u>で、昨年の象の鼻パークや汽車道、山下公園に加え、山下臨港線プロムナードや横浜ハンマーヘッド前通路、グランモール公園、山下ふ頭など、<u>様々な場所から演出を楽しめるようになった</u>。 	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>視点場ごとの演出の楽しみ方の整理と情報発信</u>が必要。

夜間景観のあり方検討を踏まえた屋外広告物制度の見直しについて（報告）

屋外において光の演出や映像の投影等をする際、表示物が屋外広告物法の屋外広告物に該当することがあります。このため、夜間景観のあり方の検討を踏まえて、今後より良い夜間景観の形成を推進するにあたっては、屋外広告物制度を適切に見直し・運用していく必要がありますので、次のとおり検討を進めます。

1 屋外広告物制度の現状

横浜市では、屋外広告物法に基づき、屋外広告物条例及び規則等を制定し、屋外広告物に関してその設置可能場所や規模等の基準を定めており、一定規模以上のものについては、市長の許可が必要な制度となっています。（イベントなど一時的な広告物であっても、基本的には許可が必要。）

法で規定する屋外広告物とは、①常時又は一定の期間継続して表示されるもの、②屋外で表示されるもの、③公衆に表示されるもの、④看板、広告塔、建物その他の工作物等に掲出、表示等されるもの、以上 4 つのすべてを満たしているものを言います。単なる光の点滅や建物のライトアップはこれに該当しませんが、光の映像等で何らかのイメージ等を表示するものは、屋外広告物に該当すると解されています。

現条例においては、屋外広告物の種類として、屋上看板、壁面看板、広告塔などのほか、「映像装置」が規定されています。

2 夜間景観のあり方を踏まえた制度の課題

プロジェクションマッピングなどの新たな投影技術は、現在の屋外広告物条例上では想定されておらず、規模等の基準の定めがないことから、許可・不許可の判断等が難しい場合があるとともに、無秩序に掲出がなされてしまう恐れもあります。

また、イベント時の光の演出の際、規模等の規制により創造性のある表現等が制限される可能性があるとともに、基本的には事前の許可申請が必要となります。都心臨海部の活性化等を図るために夜間のイベント実施を一層促進するためには、屋外広告物に関する規制の緩和を行うことで、イベント実施に関わる事業者等の負担軽減を図り、イベントが実施しやすい環境づくりが必要です。



【ファイナルファンタジー30周年×横浜】
実施年：平成 29 年
実施場所：インターコンチネンタルホテル



【ピカチュウ大量発生チュウ！】
実施年：令和元年
実施場所：横浜美術館

3 制度の見直しの基本的考え方

① 「投影広告物」を新たに定義し、一定の基準を設けます

【基準】現条例の映像装置の基準と同等とします

- ・市街化調整区域、低層・中高層住居地域は掲出不可
- ・自動車交通量が多い交差点付近での掲出不可
- ・表示面積は壁面全体の 3/40 以下
(通常の看板の表示可能面積 (3/10) の 1/4 以下) 等



【ヨルノヨ×SAMPO_MAPP】
実施年：令和 2 年
実施場所：元町商店街

② イベント時には一定の要件のもと、広告物の規制を緩和します

【要件】次の要件をすべて満たすこととします

- ・「まちの活性化に資する公益性のあるイベント」のための広告物
- ・期間は、原則 7 日以内（再掲出は実施日の 5 倍の日数を空ける）、又は 1 日あたりの表示時間が、原則 10 分以内
- ・公益性のある広告物（商業広告部分の割合を規制）
- ・景観、周辺環境及び道路交通の安全への配慮
- ・掲出場所は、商業地域、近隣商業地域に限定



【ピカチュウ大量発生チュウ！】
実施年：平成 30 年
実施場所：コスモクロック

【緩和する規制】

- ・禁止地域（文化財の周辺など）等の適用除外
- ・大きさなどの基準を適用除外（表示面積の制限なし）
- ・許可不要（事前協議の上、届出は必要。地域毎の景観ルールへの適合は必須）

4 今後の進め方

詳細について、屋外広告物審議会で検討を行った上で、市民意見募集を行い、条例案や規則案の見直し内容等の検討を進めます。（目標：令和 3 年度中の条例改正）

なお、条例等の見直しについては、本件のほか、大型の看板を設置する際の安全性の一層の確保などについても併せて検討を行っています。

経緯

景観制度制定から約10年が経過し、制定当初には想定していなかった取組が実施されるなど、景観づくりを取り巻く状況は日々変化しています。

イベント等において屋外広告物を掲出することは、魅力的な景観の一つの要素と考えている「賑わいの促進」にも寄与することから、適切にコントロールを行いながら、規制を一部緩和する方向で検討を進めてきました。

2

景観制度の見直しについて（報告）

横浜市都市整備局

主な変更内容

:R2.1.28部会提示案から修正した箇所

規制項目	現行基準 例外	変更案(現行基準の例外に追加)	
		恒常的	イベント
第三者 広告	案内・誘導 サイン	公益上必要な施設で、広告料収入を設置管理費に充当 (広告付案内サイン等) 【山下公園通、新港】	通りに平行で、一定高さ以下の スポンサー広告 【山下公園通、日本大通】
内照式 照明装置	バックライト 箱文字	—	周辺景観と調和 【山下公園通、水町通、本町通、大さん橋 通、馬車道、日本大通、関内駅前、北仲通、 海岸通、関内中央】
映像装置	催事等で 一時的な もの	・公共交通機関の運行状況表示 【全ての地区】 ・公益上必要な施設で、広告料収入を設置管理費に充当、かつ静止画など 【馬車道、日本大通以外】	文化芸術の振興に関する映像で、 周辺景観と調和 ※現行基準の明確化 【馬車道以外】
項目	現行基準	変更案(基準を新設)	
バナー フラッグ	規定なし	恒常的	イベント
		広告表示率40%以下で、 地の色は単色無地、蛍光色NG 【日本大通】	—

(※) この他に、市庁舎移転後の旧市庁舎街区活用を見据え、「市庁舎前面特定地区」と「関内駅前準特定地区」を一体化して「関内駅前特定地区」を設定し、景観計画及び関内地区都市景観協議地区の内容を変更します。(地元説明を経て修正する部分はありません。)

4

その他の変更点 (R2.1.28の部会から変更した内容)

地区の名称変更

関内地区のうち「北仲通り北準特定地区」及び「北仲通り南準特定地区」については、景観制度制定以前よりまちづくりの検討が進められてきましたが、両地区における市街地開発事業が進み多くの建物が竣工されてきたこと、また既に地権者で構成されるエリアマネジメント組織等により景観に対して一定のコントロールがなされていることから、以下のとおり地区的名称を変更します。

R2.1.28の部会で提示した案 (現行制度から変更なし)
■関内地区
北仲通り北準特定地区
北仲通り南準特定地区

変更案
■関内地区
北仲通り北特定地区
北仲通り南特定地区

イベント日数の表記

並行して行っている他の検討内容と合わせ、イベントの日数表記を以下のとおり変更します。

R2.1.28の部会で提示した イベントの日数表記案
・10日程度 ・数日間

変更案
・原則として7日以内 ・原則として3日以内

10

今後のスケジュール(予定)

令和3年 4月頃	原案説明会、原案縦覧、意見書受付
7月頃	都市美対策審議会(親会)
8月頃	都市計画審議会
9月頃	告示
11月頃	施行

計画の概要

- 駅前広場・屋内・屋外の3種類のオープンスペースで構成する駅前空間=「関内フロント」を整備し、多様なアクティビティが溢れる新たな街の顔を創出します。
- ニーズに合わせた屋内外の利用形態を選択できる広場の連なりを形成しています。トリエンナーレ等の大規模イベント開催時も屋内外を組み合わせ、場の機能と適性を活かした柔軟な会場運営を可能とします。
- 駐車場出入口は近景と歩行者の安全性に配慮したデザインとし、車の出入り口を感じさせない列柱のデザインを連続させます。



- 周辺街区の特徴に合わせた利用方法と規模の異なる広場を本街区の4つの角地に整備します。
- 街のスケールと合った界隈性のある施設計画により関内・関外を結ぶ回遊拠点、多様なアクティビティの誘発を実現します。



(4) 緑化の活用により、まちに潤いを創出

- 豊富な外構面積を活かし、緑化率10%を確保、人の動線や視線を意識し、くすのきモールとゲート広場の緑陰づくり、駅前の立体的緑化に努めます。
- 屋外空間の広さを活かし、立体的で奥行きのある緑の重なりを演出します。
- 駅前シンボルツリー（既存くすのき保存）市庁舎のJR関内駅側の玄関口に立つくすのきを保存し、次代を繋ぐシンボルツリーとします。



(5) 関内地区の街並みの特徴を生かす

(6) ミナト横浜の歴史を大切にし、関内地区の魅力・個性を伸ばす

- 横浜の戦後建築を代表し歴史的景観を形成する「行政棟」・緑の軸線を構成する「くすのき広場」の現位置保存、まち並みの連続性と街への圧迫感低減を両立した関内最大級の建物整備を行います。
- 行政棟のデザインに調和した低層部の景観形成に努めます。みなと大通り側に増築するみなとテラスは、軒やデッキの水平ラインを行政棟の格子状フレームに調和する計画とします。



(7) 中層、高層の建築物は、デザインを工夫し、魅力ある街並みを形成

(8) 港や丘などからの眺望景観が魅力的になるよう工夫する

- 低層部と対比的に透明感と上昇感を与え、ミナト横浜の眺望景観の質を高める関内再生のシンボルとします。



■行政棟柱表現の高層部デザインへの展開

- 縦線上の外壁の幅を3段階で細め、透明感・上昇感を創出します。

■圧迫感を軽減し品格のある眺望景観を形成

- 近景に対して、31mラインを強調した中低層部分が周辺の街並みと調和し、また高層棟をセットバックすることで、歩行者の視点からの圧迫感を軽減します。
- 遠景に対して高層棟の見附幅を約50mとし、圧迫感と長大感を軽減したシンボルタワーとします。



計画の概要

(9) 関内地区の新しい魅力を創造する

■村野藤吾の代表建築を再生した横浜探訪の拠点『レガシーホテル』

- 歴史ある伊勢佐木町や馬車道等の関内・関外地区の中心立地であることを活かし、地元との交流や文化探訪への関心が強い若者層を獲得するため、地域資源を発掘した特別な旅体験を提供するホテルを整備します。
- 交通とサービスを連携することで、ホテル周辺に留まらず関内・関外地区へ拡大した旅体験を提供します。



■文化芸術創造活動を発信するLVAを関内フロントに整備します

- LVAは、正面に国内最大のビジョンを設置し、スポーツを中心とした様々なエンターテインメントコンテンツを迫力ある映像や音響を通じて配信するライブビューイング空間です。
- 本街区の賑わい及び関内・関外地区の回遊性を強化するため、国内最大のビジョンを有するライブビューイング空間「LVA」を整備します。
- 年間約300万人の横浜スタジアム利用者の前後の滞在を促すだけでなく、周辺施設と連動することでスタジアムでのイベントがない日の集客力を強化するとともに、交通と連携し都心臨海部全体の回遊を促します。



■インキュベーション拠点を整備し、産・学共創による新産業創造を関内から発信する

- 産と学を繋ぐ新しい技術・デザインにより創造的人材の育成を行うサービス、新産業創造拠点にて新たな用途を誘導します。
- 企業が注目するアイデアをより具体化するためのコワーキングルーム、イベントスペース、ミーティングルーム、小規模オフィスを整備します。
- 代表企業が持つ実績のある運営体制が十分なサポートを行うビジネスインキュベーション拠点とします。
- 運営者の持つベンチャー資金支援や、構成企業のアクセラレータープログラムを活用した事業をはじめとする新事業の実践の場とします。



■横浜の文化を感じ、横浜を楽しむ『ライブ書店』

- 古き良き昭和の本屋と喫茶を再現
 - 戦後横浜の文化に触れる機会を提供するため、保管する歴史資料をもとに、昭和30年代の当時の本屋・喫茶を再現します。
- 横浜にゆかりのある企業・大学の文化交流拠点
 - ライブ書店は、横浜にゆかりのある企業や大学とつながるコミュニケーションハブとするために、アート・音楽等活動の場を用意します。
 - 神奈川県立文学館や金沢文庫等、文学にゆかりのある周辺施設の協力のもとイベントを開催し、インバウンドから市民まで幅広く地域に根差した文化交流拠点を運営します。
 - ライブ書店のほか、横浜の老舗飲食店等の誘致を検討します。

